平成２４年塩尻市議会９月定例会
経済建設委員会会議録

○日　　時　　平成２４年9月１４日（金）　　午前１０時００分

○場　　所　　全員協議会室

○審査事項

議案第１２号　平成２３年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について
議案第１７号　塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第１８号　塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例
議案第１９号　塩尻勤労者体育センター条例の一部を改正する条例
議案第２０号　塩尻市塩尻駅前広場条例の一部を改正する条例
議案第２１号　塩尻市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第２２号　塩尻市駐車場事業会計条例を廃止する条例
議案第２３号　塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第２４号　塩尻市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例
議案第２６号　市道路線の認定について
議案第２７号　平成２４年度塩尻市一般会計補正予算（第４号）中　歳出６款農林水産業費、７款商工費、８款土木費
議会第　１号　住宅リフォーム助成制度の拡充を求める意見書
請願９月第３号　一般国道１５３号の指定区間編入を求める請願

○出席委員・議員

委員長	永井　泰仁　君	副委員長	西條　富雄　君
委員	横沢　英一　君	委員	青木　博文　君
委員	中村　努　君	委員	塩原　政治　君
委員	中原　輝明　君		
議長	永田　公由　君		

○欠席委員

なし

――――――――――――――――――――――――――――――――――

○説明のため出席した議員

意見書提出議員　　鈴木　明子　君
請願紹介議員　　金子　勝寿　君

○説明のため出席した理事者・職員

省略

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

〇議会事務局職員

庶務係主事　　　若林　　智彦　君

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

午前９時５９分　開会

〇委員長　皆様、おはようございます。それでは、経済建設委員会の議案審査の２日目を始めたいと思います。

〇中心市街地活性化推進室長　おはようございます。冒頭、大変申しわけありません。昨日の委員会の中で、中村委員のほうからお話がありました、中心市街地活性化推進費の中の空き店舗調査の業務委託の関係の空き店舗の資料という提出を言われておりました。私ども提出しますという形でお話ししましたけども、今回の空き店舗調査につきましては商業エリアの中の店舗を調査をさせていただいて、そこの物件の地番とか建物、構造、面積等をリストアップをしてですね、その中から空き店舗の物件を現地調査をしながら調査を行いました。既存の店舗についてもいろいろこれからの業態変更等もありますので、調査をさせていただきましたけども、いろいろ、意向調査も随時進めながら今後の再生について検討してまいりますけども、意向調査はすべてまだ終わっているわけではなくてですね、まだまとまっている状態ではありません。そんな中で、個人的な情報もですね、多分に含まれている部分もありますので、そんなことで御理解いただく中でですね、また調査等がまとまった時期をみてですね、示せる部分については示すという形でお願いできたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇委員長　ということですが、平成２３年度の決算にかかわる部分で何か調査結果とか中間報告とか、そういうものが全然出せないということでしょうか。

〇中心市街地活性化推進室長　説明の中で申し上げました。平成２３年度については、まちづくり会社のほうへ委託をしてですね、空き店舗の再生可能な物件のリストアップという形でお話をさせていただきました。先ほど申し上げましたけども、土地、建物の面積、あと建物の構造がどうなっているとか、それは登記簿のほうからという形になるんですが、そういった物件の調査をさせてもらったということで、当然意向調査もですね、今年度も通してですね、随時当たって報告書という形で出していただいてきてますけども、すべてがすべてまだ十分細かくですね、できてるわけではなくてですね、平成２３年度については、あくまでも空き店舗の物件をですね、リストアップしてその物件について、平成２４年度以降については細かくどういった計画に持っていくかという形で検討をしていきたいということでございます。

〇委員長　平成２３年度で空き店舗の物件なら物件を調査して、固有名詞が、中村委員もこの前も言ったのはね、出せなくてもリストアップしたそういうデータが出せないかということで。それから先のね、細かいその所有者を調べるとか云々かんぬんっていうのは平成２４年度にやるにしても、平成２３年度の事業としてやったものは、全然そうすると成果も確認できない形になるが。ちょっと待ってください、ほかの委員さん、どうですか。

〇中村努委員　要は、現状でその区域内に空き店舗が幾つあるのか、今、説明にあった活用可能な店舗がどのくらいなのか程度は。数として、どこっていうことじゃなくて数として出してもらわないと、わからないと思うん

ですけど。

〇中心市街地活性化推進室長　商業エリア内の調査をさせてもらって、今、空き店舗のリストアップ、空き店舗としてなっているのは２５軒という形でリストアップができてます。その中で再生計画、再生に基づいていける部分について、これは商業エリア内ですので塩尻駅南側の交差点から中央通り線をかけての沿線については、１０店舗くらいという形が可能だという話を以前にもお話しした経過はありますけども。そんなわけで一応２５軒についてのリストアップについてはできております。

〇中原輝明委員　今のそこの、４０万か幾らかかけて、空き店舗をやったわけだがさ、今、空き店舗は何軒あって、大方の意見はこうだし、大体すべて任せるっていうのは何軒くらいあるくらいなことはわからなきゃ。今まで空き店舗なんてものは、前段やったばかじゃなくてその前からもやってるはずじゃない。だで、大門の皆さんが一番知ってて、一番内容を知ってるはずのものが結果が出ないってことは、そりゃ、事務局が怠慢なのか、空き店舗調べた連中が怠慢なのか、この辺問題じゃない。だで、事務局の指導もさることながら、やっぱ大門の皆さんが空き店舗の関係についてはやる気にならないじゃない。空き店舗の仲間っきりでやってるもんで、だめだ。他人を入れないと、いいわ、いいわで。ほいじゃ、その点、またにしたら、補助金出してりゃまたやらしてくれるわなんて、そんな程度のもんだ。もう少し心からぴしゃっとしてないと。それはだで、藤森部長はしっかりしなきゃ。仲間でさ、役員になって、ちやほやしたもんじゃだめだよ。

〇経済事業部長　少し説明が足りない部分がございまして、申しわけございません。平成２３年度に、まちづくり会社のほうに委託されて、まちづくり会社のほうできちんとした職員を雇って全部、今いる専務さんと一緒に回ったということでございます。１つの作業はですね、登記簿等を全部調べました。それは、既存のところで住宅以外のところですね、住宅は空き店舗には普通なりませんので。住宅以外のものについて土地と建物の登記簿を全部調べたということが１つ。その後、全部回りまして、あいているところについて、今２５軒というあいているところがあったということで報告がございました。そこの中に、全部ヒアリングで入れればよかったんですが、平成２３年度中には全部は入れなかったということでございまして、空き店舗の数が２５軒っていうのは全部報告書が、当然でございますけど出ております。平成２４年度に入りまして、継続してそのまちづくり会社の専務さんが、個別の皆さんのところへヒアリングをかけておりまして、駅のほうからいわゆるえんぱーく方面に行く銀座通りと言いますか、中央通り方面では１０店舗くらいの今、いわゆる入居可能な店があるということでございますので、少し説明が足りなくて申しわけございませんでしたけれども、町の人みんな、自分たちが調べているわけじゃなくて、まちづくり会社のいわゆる事務局の職員がそういう形で調べたということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。２５名の一覧表つくってあるんですけれども、地番と面積とあれだけになっちゃうもんですから、個別の名前が入るもんですから、それについては個人情報になってしまうので、ちょっと発表は控えさせていただきたいという、そういうことでございます。お願いいたします。

〇中原輝明委員　今の個人情報のとこまで踏み込んでいなんでさ、その前段のね、内容を話してもらえりゃいいと、こういうことだで、できると思う。そうじゃなきゃ全然今までやったものは、効果は何もないじゃん。そんな、おれ１人でやったってあんなもんできるわ、１年かけりゃ。わかりゃしない、２５軒あってさ、３６５日あって、１５０日ばかり休みにしたったって、２００日か、ありゃ、できるぞ。２５店舗くらいなものの内容くらい把握できるじゃん。それで、大方の意見はこうだと。全然もうお任せするってのが何戸ある、そんなことはわ

からなきゃおかしなようなもんじゃない。そのくらいな大ざっぱなことは言えると思うよ。

○経済事業部長　個別になってしまいますけども、今現在で得ている情報の中では、例えば古民家再生をやろうとしている旧有賀さんのところの地主さんとの中で、もう貸していいという話がありますし、それ以外にも幾つかあるんですけども、例えばそこに住んでおられてですね、いるんだけど前だけを貸したいという方もおられます。それから、非常に大きな空き店舗になっていまして、昔ギフト業をやっていた方なんですけども、その方は今回こういろいろと調査が入ったので前向きに考えたいという方もおりまして、そういう方もございます。ちょっと個別にみんな事情が違いまして、あと１階ではお店やってるんだけども２階はあいているので、そこは貸したいという方、それから、もともと楽器店をやっていたんだけれども、いろいろ荷物が入っていて今はちょっと貸せないと。片付けてもらいたいというお話をしたんですけども、住んでいるのでなかなか難しいとかですね。いろいろ、そういう個別に事情がございます。いろいろ濃淡があるもんですから、それについてはなかなか一気にすぐ貸せる状態っていうふうになかなかなっていない部分もございますけれども、そんなような説明でよろしいでしょうか。ちょっと雑駁でございますけれども、そんな状態でございます。

○委員長　いずれにしましてもね、事業としてやったかどうか、これじゃあやったかどうかもわからないっていう形になるもんですから、それは当然固有名詞は出せませんけれども、その調査したとこをね、ナンバー１から２５なら２５にして、おおむねのこの概要のこの建物はこうなっていて、その所有者の意向が当面現状なら現状とか、あるいは店舗になんとか考えてほしいとか、そういう一覧表のようなものを１つの成果としてまとめないと、いわゆる事業として本当にまちづくり会社がね、調べてやったのかっていう判断をどこでするかっていう問題が出るもんで。だから、一覧表にしてそんな個々のうんと細かいそういう事情のことは当然書く必要ないですけれども、そんなような分類をしたようなものをやっぱり１つの調査した成果品として出せないかという、そんなに難しいことを議会側、私どもで注文つけているわけじゃないですから。そういうようなものが、きょうじゃなくても結構ですけれども、近々出せないでしょうか。

○経済事業部長　物件の名前と、所在地と、構造と、床面積と、建築年ということでまとめたものがここにございます。それでその物件の名前のとこに個人の名前が入っておりますので、そこを全部塗りつぶせばここですぐ後ほどコピーして出せますので、これちょっと名前が入っているもんですから、ちょっとこれは塗りつぶさせていただきますけども、そういうものはすぐ用意できますので、お願いしたいと思います。

○委員長　中村委員さん、どうですかね。今、そういうことでお願いしたいと。じゃあ、そんなことでね、固有名詞とかそういうことは当然個人情報という問題も出てきますんで、除いてね、どの建物がどのくらいで簡単な意向も入れば入ったもので、ある意味で１つの成果品というかね、平成２３年度にやった調査という、そういうことで上げてほしいと思います。じゃあ、そんなことでよろしくお願いをいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――

議案第１２号　平成２３年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について

○委員長　それでは、議案第１２号平成２３年度塩尻市駐車場事業会計決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○商工課長　それでは、お手元にございますこの薄い冊子でございます。駐車場事業会計決算書のほうをお願いいたします。２、３ページをお開きください。平成２３年度の駐車場の事業報告をさせていただきます。１番の

概要（1）総括事項でございますが、大門駐車場につきましては、中心市街地活性化のために平成3年、４年に市街地再開発事業によりまして駐車場棟を取得いたしまして、管理運営をしてきたものでございます。平成１１年度から駅前広場駐車場をあわせまして一括管理し、経営の合理化と効率化を図っております。経費の節減に努めながら大門駐車場、延べ床面積1万1，３９８平方メートル、駐車能力が５１１台、駅前広場駐車場８，００５平方メートル、駐車能力が自家用車４７台、バスが１０台、タクシー１８台を管理しておるところでございます。

アの業務状況でございますが、大門駐車場の延べ利用台数につきましては、前年度対比１６．７％増の４８万２，６８９台、駅前広場駐車場につきましては、１２．８％増の7万2，７２７台でございました。

イの財政状況でございますが、収益的収支では、収入総額では税抜きで２９．８％減の4，５５2万5，９５6円。支出総額は、同じく税抜きで４２．３%減の4，２４３万5，６７６円になりまして、差し引き３０９万２８０円が当年度の純利益となりまして、当年度未処分利益剰余金は同額となったものでございます。

資本的収支につきましては、収支総額は一般会計借入金が3，０００万円、支出総額は4，２５9万9，９９8円で、差引不足額1，２５9万9，９９８円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金４３２万4，２５2円となりまして、当年度分の損益勘定留保資金８２７万5，７５３円で補てんさせていただいたものでございます。

（2）番の議会の議決事項でございますが、平成２２年度の決算認定が平成２３年9月、それから平成２４年度の予算を平成２４年3月にそれぞれ議決され今日に至っております。工事につきましては、特に該当するものはございませんでした。

４、5ページをお開きいただきたいと思います。3番、業務内容のうち（1）番、業務量でございますが、大門駐車場につきましては営業日数が３６６日でございまして、精算業務をした台数は４8万2，６８9台でございました。駅前広場駐車場は同じく営業日数が３６６日で、延べ利用台数は7万2，７２7台ございました。

5ページになりますが、(2)番の事業収益に関する事項でございます。消費税込みの決算額で申し上げますが、大門駐車場につきましては、駐車場事業収益は3，１７７万3，０００円余で、内訳は営業収益が3，０８７万７，０００円余、営業外収益が８９万5，０００円余となりました。駅前広場駐車場につきましては、駐車場事業収益が1，６０2万8，０００円余でございまして、営業収益が同額の1，６０2万8，０００円余となりました。

次、６、７ページをお開きいただきたいと思います。（3）番、事業費用に関する事項でございますが、１７ページのですね、決算附属資料とあわせてごらんいただきたいと思いますが、大門駐車場につきましては駐車場事業費用が3，９９2万9，０００円余でございまして、内訳は営業費用が3，５９3万8，０００円余、営業外費用が３９９万円余となりました。営業費用の総係費が前年度対比５３%の減となっておりますが、これは、各階に設置してあります防火シャッターの修繕費、また駐車の区画線の線引きなどを平成２２年度に実施しておりまして、その修繕費が減額となったものでございます。駅前広場駐車場につきましては、駐車場事業費用が４７８万2，０００円余で、営業費用が同額の４７８万2，０００円余となりました。

7ページをお願いいたします。４番の会計（1）番、重要契約につきましては該当するものはございませんでした。

（2）番の企業債及び一時借入金の概要でございますが、企業債の概要でございますが、平成４年、５年度分の２件にかかわります償還元金４，２５９万９，９９８円と、これにかかわります支払利息３０４万６，５７２円の合計の４，５６４万６７０円の支払いをしたものでございます。なお、未償還残高につきましては１９、２０ページのほうに資料がございますが、４番の企業債明細書を参照いただければと思いますけれども、未償還残高に当たります2，３１６万４，７０４円につきましては、平成２４年度中に償還完了するものとなっております。

戻っていただきまして、（3）番の他会計借入金の概要でございますが、本年度、市の一般会計から3，０００万円の借り入れを実行いたしました。これまで一般会計からの借り入れが２０件となりましたが、本年度の償還はございません。ちなみに平成２４年度は1，０００万円の借り入れということでございます。なお、未償還残高につきましては、先ほどの１９、２０ページの５番の他会計借入金明細書にございますように、未償還残高２億９，１７２万円余となっておるところでございます。

８ページの塩尻市駐車場会計の決算について御説明をいたします。9、１０ページをお開きいただきます。（1）番、収益的収入及び支出でございますが、先ほど御説明いたしました大門駐車場、駅前広場駐車場の事業収益、事業費用、企業債及び一時借入金の概要につきまして収益的収入及び支出、資本的収入また支出と、そういうことで集計させていただいたものでありますので、以下、決算額を中心に御説明をさせていただきます。

まず、収入でございますが、第1款の駐車場事業収益でございますが、決算額が4，７８０万1，７６３円でございまして、第1項の営業収益4，６９０万5，８１２円。第2項の営業外収益でございますが、８９万5，９５1円となっておりまして、決算額増減額がマイナスの２６２万４９円となっておりますが、これは修繕引当金の減額によるものでございます。

支出でございますが、第1款の駐車場事業費用4，４７1万1，４８３円で、不用額が２７1万4，５１７円となりました。

（2）番の資本的収入及び支出でございますが、まず収入でございます。第１款の資本的収入の第1項他会計借入金でございます。決算額が3，０００万円となっております。

支出でございますが、第１款の資本的支出の第２項企業債償還金、決算額が4，２５９万9，９９８円となっております。なお、総額につきましては先ほど御説明したとおりでございます。

１１ページをお開きいただきたいと思います。2番の駐車場事業損益計算書（税抜）でございます。（1）番、事業収益が4，４６７万2，２０3円、（3）番、営業費用が3，９３８万9，１０4円となりまして、1番の総係費2，７１２万３８５円でございますが、主に電気料、上下水道料が５１８万円余、管理業務委託料が1，５９９万円余、修繕費が２２９万円余となっております。また、減価償却費につきましては1，２２６万8，７１９円となっております。営業外収益が８５万3，７５３円となりまして、当年度純利益が３０９万２８０円でございまして、当年度未処分利益剰余金が同額の３０９万2８０円となったものでございます。

１2、１3ページをお開きいただきたいと思います。3番の駐車場事業剰余金計算書でございます。資本金の当年度末の残高でございます。4億8，３７3万3，９９２円でございまして、利益剰余金の欄になりますが、利益積立金を８６２万6，２３8円取り崩したために、当年度末残高につきましては3７万3，７６２円となりました。また、先ほど御説明申し上げましたとおり、当年度の未処分利益剰余金３０９万２８０円となりましたので、利益剰余金の合計は３４６万4，０４２円となりまして、資本合計は4億8，７１９万8，０３４円とな

りました。

４番の剰余金処分計算書でございますが、当年度末の残高、資本金４億８，３７３万３，９９２円となりまして、未処分利益剰余金でございますが、３０９万２８０円を繰越利益剰余金とするものでございます。

１４、１５ページをお開きいただきたいと思います。貸借対照表の税抜きをお願いをいたします。資産の部でございますが、固定資産では、有形固定資産合計が７億３，００１万２，７５７円となりまして、流動資産では現金預金３，９２４万２，１８０円、未収金が１９３万５１９円、流動資産合計では４，１１７万２，６９９円となりまして、資産合計は７億７，１１８万５，４５６円となりました。

負債の部でございますが、固定負債では他会計借入金が２億７，０００万円、修繕引当金が８０２万３，８３３円になりまして、固定負債合計は２億７，８０２万３，８３３円となりました。

流動負債につきましては、未収金が４９８万１，４８９円で、流動負債合計額は５９６万３，５８９円になりまして、負債合計は２億８，３９８万７，４２２円となったものでございます。

資本の部でございますが、自己資本金、借入資本金それぞれあわせまして、資本合計は４億８，３７３万３，９９２円となりました。

６番、剰余金につきましてですが、ロの利益積立金が３７万３，７６２円となりまして、当年度未処分利益剰余金ですが３０９万２８０円となりまして、資本合計は４億８，７１９万８，０３４円となり、負債・資本合計は７億７，１１８万５，４５６円となりました。

１６ページ以降は決算附属書類となります。１７、１８ページをお開きいただきたいと思います。１番の収益費用明細書（税込）の収益の部でございますが、営業収益４，６９０万５，８１２円、営業外収益が８９万５，９５１円、あわせまして４，７８０万１，７６３円となりました。費用の部でございますが、営業費用が４，０７２万７２６円、営業外費用が３９９万７５７円で、あわせまして４，４７１万１，４８３円となりました。費用のうちの営業経費、主なものはですね、委託料でございまして、シルバー人材センターへの管理業務委託料及びエレベーターの保守点検業務委託料が主なものでございます。

１８ページ、２番の資本的収入支出明細書（税込）につきましては、一般会計借入金と企業債償還にかかわる収支となっております。

１９、２０ページをお開きいただきたいと思います。上の段の３番、固定資産明細書（１）でございますが、有形固定資産明細書になりますが、年度末の未償却未済高７億３，００１万２，７５７円となります。その下の４番でございます。企業債明細書でございますが、前段で御説明をさせていただきましたけれども、未償還残高は２，３１６万４，７０４円となります。

最後でございますが、その下の他会計借入金明細書ですが、前段で御説明させていただきましたけれども、未償還残高２億９，１７２万６４１円となるものでございます。それから、本会議でですね、中村委員さんより資料の提出を求められておりまして、本日その資料を用意いたしましたのでお配りしてもよろしいでしょうか。

〇委員長　はい、それでは資料を配っていただいて、この際説明してください、それも含めて。関連がございますんで、お願いします。

〇商工課長　今ですね、お配りしました、塩尻市駐車場事業会計総括表ということでお配りをさせていただきました。この表の見方でございますが、まずですね、今、決算で御説明させていただきましたけども、この表の中

には、減価償却費と市からの借入金は含まれておりません。したがいまして、損益計算書をもとに集計させていただいてございます。

見方と言いますか、この表の中身なんですが、まず左のAの収益につきましては、営業収益と、それから営業外収益でございまして、平成３年、４年に企業債を借りまして、平成５年から事業を始めたということでございます。平成５年から平成２３年度までの決算額を記載させていただきまして、一番下の計ということで集計をさせていただいてございます。簡単に中身と言いますか、御説明をさせていただきます。

Ｂの建設改良費につきましては、土地、建物ほかの建設改良費でございますし、支払利息につきましては、企業債の借り入れの利息、総係費につきましては、管理業務委託料ですとか、光熱水費、修繕費等が入っております。その他ということでございますが、これは雑支出ですとか確定申告等に伴います、税の関係でございます。純利益とございます。一番左のA収益からB、C、D、Ｅを引いたものが、そちらのほうへ集計をさせていただいてございます。その右でございますが、償還元金。これにつきましては、起債の借り入れの元金となっております。資本金企業債、これは建設当時のですね、借りた企業債ということでございます。したがいまして、平成３年度、４年度の建設改良費に伴います経費につきましては、純利益でマイナスとなっていますが、企業債を充当しておりまして、収支ではプラマイゼロという形でございます。

それぞれ集計をさせていただいてございます。その中で、純利益、これはマイナスの５億9，８００万円となっておりますが、それは上のですね、平成３年、４年のですね、建設改良費、建設改良ですか、それが入っておりますのでそういった数字になっておりますが、それにつきましては、Hのほうで差し引かさせていただいてございますので、最終的には一番右下の収支２億4，２００万円余というものが収支ということでございます。したがいまして、実際の決算の、先ほど御説明させていただいた中身とはですね、若干これは違ってきておりまして、先ほど申し上げました減価償却費ですとか、市からの借入金、そういったものを除いてですね、純然たる生数字というような形で集計をさせていただいてございますので、そんなことでよろしくお願いをしたいと思います。

本会議のほうで中村委員さんのほうからございました約６億円っていう数字なんですが、これが純利益の５億９，８００万円と。この数字が、中村委員さんのほうから言われました６億円ということでございます。雑駁な説明で申しわけございません。以上で説明を終わらせていただきますが、御審議のほどよろしくお願いします。

〇委員長　質疑を行います。委員より御質問がありますか。

〇中村努委員　平成２３年度決算のほうからですけど、９、１０ページの決算報告書の駐車場収益4，７８０万円。これの一般駐車、特別駐車、月極駐車のそれぞれの金額と構成比をお願いします。

〇委員長　答弁を求めます。

〇商工課長　一般駐車でございますが、1，０００円単位でよろしいでしょうか。

〇中村努委員　いいです。

〇商工課長　６５８万9，０００円です。特別駐車1，４２０万円ちょうどでございます。定期駐車につきましては９３1万3，０００円余でございます。あと、回数券がございまして、７６万4，０００円となっております。

〇中村努委員　構成比すぐ出ます。

○**商工課長**　順番ちょっと若干申しわけございません。特別駐車が４６％、一般がですね、２１．３％、定期駐車が３０．２％、回数券が２．５％になっております。

○**中村努委員**　この特別駐車は、市民交流センター、こども広場の駐車料金っていうことでいいです。

○**商工課長**　今、委員さんおっしゃられました２つも当然入っておりまして、市民交流センター、こども広場、あと商工会議所ですとかＳＩＰ、あとアップルランド、ウイングロード、近くの周辺のお店、あとはヘルスパ塩尻等々が含まれております。

○**中村努委員**　そのうちの交流センターとこども広場の金額は幾らになりますか。

○**商工課長**　市民交流センターですが、７４４万円となっております。こども広場が１２万円となっております。

○**中村努委員**　とりあえずいいです。

○**議長**　済みません、総係費の関係で委託料ですけど、先ほどの説明ですと、管理業務委託についてはシルバーに委託しているということですが、あと１，０００万円の委託の内訳というのは出ますか。

○**商工課長**　担当係長から説明させます。

○**商業労政係長**　私のほうからですね、委託料の内訳ということですが、ちょっと正確と言いますか、きちっとした資料はありませんが、シルバー人材センターのほうに７３４万円余を委託しておりますし、アマノ株式会社さんのほうにですね、システム自体がアマノさんのものを使っておりますので、そちらのほうの管理業務委託、保守点検委託等ありまして、それが３２４万円余でございます。あと、エレベーターの保守点検業務ということで、これが２０１万円余。あとはですね、自動ドアの保守点検委託料、パソコンの保守点検委託料等々ちょっと細かいものがあります。主なものは今、申し上げたところが主なものでございます。

○**議長**　そのアマノっていうのは、いわゆる自動改札機を管理してもらってるということ。リースではなくてそれは買い取りなんですか、機械自体は。

○**商業労政係長**　リースでですね、導入をいたしましたが、昨年度はちょっとリース切れということで市のものになっております。保守点検料ということで委託のほうをしておるということでお願いします。

○**議長**　この保守点検というのは、駅前の東西も含めて３カ所の保守点検委託料という理解でいいです。

○**商業労政係長**　はい、そうです。

○**委員長**　私のほうからちょっとお願いしますが、平成２３年度決算で３００万円余、３０９万円ですかね、出ているわけですが、大体このくらいの経費で今後もですね、純利益が出てくという見通しができますか、今後。

○**商工課長**　歳入のほうがですね、やはりこれ、大分年によって変動がございまして、今後３００万円出るかどうかっていうことも。たまたま決算額ではこういった数字になっております。平成２５年度ですね、想定って言いますか、予算の収支の試算をさせていただきますと、見直しって言いますか、料金改定、後ほど出てまいりますが、そういったこともございましたり、先ほども係長のほうから説明いたしましたけども、リース切れのですね、機材等がございまして、そういった経費等への投資と言いますか、支出というのも考えられます。したがいまして、３００万円が常時出るかどうかっていうところは、今のところはまだ、今後、現在では想定しておりませんで、見込みの中ではさほど出ないのかなと、そういった見込みではございます。

○**委員長**　今ね、それほど今後は出ないということですが、先ほどの中村委員の質問でもわかるように、７割方はほぼ駐車場固定客みたいなもんでね、一般のほうが、今後塩尻駅前が若干整備されてふえるという程度だもん

ですから、利益はそんなには出ないが、そうかって出ないということはまずないというふうに思うもんですから、この運営が本当にどういう形でやってくのがいいかということと、それから、料金を下げることは市民サービスになりますけれども、逆に収入面からいきゃ、相当数下がってくるっていうような側面も持ってるもんですから、ある程度その辺の経営的な感覚って言いますかね、これも見ながら適正にこの料金の改定っていうのは、また判断をしてくことが一番大事じゃないかなっていうふうに私は考えていますけれども。そんなことで、これからこっちのほうのテーマにもなりますけども、この指定管理者制度にもってった場合にですね、今の話を聞くとあまり利益が出ないということですが、利益が出なきゃまた一般会計ですから、結局、市が面倒をすべてみなきゃいけないようなことなんですが。その辺の、指定管理者にもっていく発想をもう一度ちょっと説明してほしいなというふうに思います。ポイントのみでいいでね。

〇商工課長　本会議のほうでもですね、御答弁させていただいてございます。そもそも指定管理に適すかどうかという中で、ガイドラインの中でですね、民間に委託できるというようなことで、幾つかガイドラインの中でございます。そういったことでさらにですね、私どものほうでは、そういった運営管理のノウハウというものは当然民間の方、専門的な業者でございますのでお持ちだと思いますし、さらにこの大門と言いますか、商店街がですね、にぎわいと言いますか、創出と言いますか、そういった部分で御提案をいただけるものというふうに期待をしてるということでございます。

〇地域経済担当部長　議案として、この関係の条例廃止とあと指定管理者、後ほどの案件でもお願いさせていただいてるわけなんですが、今、委員長から御質問の関係ありましたんで、私のほうから本会議に引き続きでありますけどもお話をさせていただきたいと思うんですが。今回、議案が、案件としましては２件お出しさせていただいてます、駐車場に関しまして。１つは、まず駐車場事業会計をこの際廃止をして、一般会計のほうで会計管理をしていきたいという案件でございます。もう１つは、この施設が公の施設であるんですが、この施設をどのように管理してくかっていうことで、指定管理者制度に沿って管理をさせていただきたいっていうことで御提案させていただいております。

先の駐車場事業会計をここで廃止したいというそもそものお話を申し上げさせていただきますと、今、課長のほうから決算の説明をさせていただきましたが、この会計は、そのものは本会議でも申し上げてきましたとおり企業債を借り入れいたしました。７億円借り入れしまして、３億円は出資債で１０億円という建物を取得して管理してきました。その企業債を借り入れしたものをどのように償還してくかっていうことで、経営改善をしながら、経営に努力しながら償還を努めてきたと。その目的が達せたってのが、今年度企業債が償還いたしますのでその目的が達せたということで、駐車場事業会計を廃止をいただけないかっていうことであります。じゃ、廃止する際、今の会計がどうなってるかと言いますと、先ほど決算のとこで説明がありましたが、１４、１５ページの貸借対照表のところでごらんいただいたわけなんですが、１４ページの資産のほうの部といたしましては、７億７，０００万円という資産が今あるわけなんですね。これがいわゆる財産として持ってる部分なんですが、このうち、もっと細かいものはまた後ほど説明させていただきたいと思うんですが、このうち出資金とその財産の、建物等の財産のものを使って、平成２４年度で一般会計に引き継がれるものは、全協で申し上げたとおり６億１，２００万円です。それが、引き継がれる財産というものが、７億7，１００万円のうち、さらに固定資産の平成２４年度ベースで見た時には、7億６，９００万円。この資産の部分の平成２３年度では7億7，１００万円、

これが一般会計に引き継がれるということであります。

ではあと一般会計のほうへお返ししなきゃいけないもの、あるいは出資金として一般会計から出していただいてるものはと言ったら、１５ページのほうのごらんいただいているところの、資本の部の（1）のイのところになるんですが、出資金というのは市からお出ししていただいておりますので、3億1，０００万円。これを市のほうにまだ出資としていただいている部分であります。貸付金といたしまして、ちょっと会計の中で取り扱いの部分がありますので分かれとるんですが、負債の部の他会計借入金の2億7，０００万円というのと、借入資本金の2，１００万円。これをあわせた3億円というものを、これをお返ししなきゃいけない。そうすると、6億1，２００万円というのを一般会計へ本来お返ししなきゃいけない。そうすると、その差額が1億5，７００万円。財産のほうが大きく一般会計のほうへ駐車場事業会計、会計の帳簿上引き継がれるということで清算をする、というのが今回の駐車場事業会計の廃止に関する考え方であります。本会議でも青柳議員の御質問にも申し上げさせてもらったとおり、3億1，０００万円というものを基本的に返すにしたら、あと６０年、ざっと、仮に５００万円という利益を見込んでもそんなに今は見込めないんですが、見込んでも６０年かかってしまう。そうすると、建物の償却からしてもうあり得ないっていうことで、ここで、行って来いというものを資産と返済額でやりたいというのがまず1点です。

２点目は、指定管理者の課題、問題でありますので、これは委員長から今、質問は受けておりませんので、またその案件の時に御説明をさせていただきたいと思いますが、そういったことでよろしゅうございますか。

〇委員長　説明の内容はよく理解、わかるわけですがね、この市のほうからの出資金の3億1，０００万円が、これの返済というのがね、やり方によっては全部消えていってしまうということになり得ないということで、特別会計のほうへ一般会計からいわゆる3億1，０００万円出資をしたんだけれども、今度それをなくして一般会計に戻すとね、3億1，０００万円分が貸し倒れと言うか、一般会計のほうの側から見ると、また返ってくることによってわからなくなっちゃうっていうような気がするんですね。なんか、こないだの答弁の時には、借りた金は資産だか何かで処分して返すっていうことですが、建物やもろもろは、もとは市のものであって特別会計にはなってるんだけどね。その辺のとこの考えからいくと、ちょっとおかしいんじゃないかなっていう感じだが、どうですか、部長。

〇地域経済担当部長　引き続き私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、この駐車場事業会計そのものは、地方自治法上の言う特別会計でございます。この特別会計の設置条例というものを条例に沿って定めてます。地方自治法は条例によって定めると。ただ、公営企業法の適用の２条3項っていうのがあるんですが、そこに沿って一部適用をして公営企業法に沿った形で減価償却をし、会計管理した。そうしますと今、委員長が投げかけていただいた質問でございますが、特別会計も塩尻市でございます。したがって、決算台帳のほうが決算書のほうに載っておるんですが、このものは、特別会計も一般会計も含めたものを資産として台帳管理をさせていただいています。したがって、塩尻市の財産には間違いございません。だけど、資産の管理は特別会計としての駐車場会計で管理してるっていうのが、今までの状況であります。

〇委員長　お話と見解の違うのはね、この特別会計を廃止して一般会計のほうへね、行ってしまうとその辺の貸し借りの関係が、一般会計っていって一くくりになってっちゃうような気がするもんですから、あえてそういうふうに、どうしてこうしなきゃならないか、むしろ明確にしてやってったほうがその辺のところがはっきりする

んでね、ちょっとその辺がどうしても、私はちょっと個人的にはね、腑に落ちないなと思います。もとは同じ塩尻市ですけどね、ただ一般会計と特別会計ね、もってったそれを比べてみると、本当に3億1，０００万円は一般会計から出した金はどうなっちゃうのって、結果的に一緒にただ合算されて特別会計廃止で一般会計ですよっていうとこが非常に疑問に残る点なんですよ。企業会計だ云々って言うけど、それは、起債を借りるためのね、企業債を有利に借りるために条例化して特別会計に、もとはもってったんで。指定管理者のとこで言わなきゃいけないことなんですけども、ちょっとその辺のね、発想が、何でそういうふうにしなきゃならないかってのが納得できないですけどね。

○地域経済担当部長　先ほど来、説明させていただいておりますが、あと駐車場事業会計の償却って言うんですか、耐用年数１５年くらいですね。あと１５年くらいがいわゆる帳簿上の耐用年数でございます。そうすると、３億1，０００万円一般会計からお借りしてますので、１５で割ると2，０００万円ですか、毎年。先ほど決算で見ていただいたとおり、今の状況で３００万円しか利益出てきてないですね、本年度。そうすると、もうこの時点でまた不足してますので、また一般会計からお借りするかなんかしなきゃいけない。あるいは最終年度でしなきゃいけない。基本的にもうこの会計がそういった部分でももう成し得ない。そうすると、企業会計というものは、公営企業法によります公営企業からお借りしている公庫の部分は、これは対外的でありますのできちんとお返ししてかなきゃいけない。しかし、一般会計と特別会計という間柄であれば、ここで清算してこの会計の管理をしていきたいっていうのが趣旨でございますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○中原輝明委員　こうやって聞いてりゃ説明はうまいけどさ、ただ、こないだ柴田議員の言ったのは、こういうこと言ってるだよ。３０５万だか幾ら利益が出てるわ、黒はな。その分が出るいとを、あえて指定管理者に渡すことはないんじゃないか。その黒字のあるいとはやってみて、その状況で判断して指定管理者に移行すりゃいいじゃないか、こういう意見だったと思うよ。ただ、さっきな言ってるのは、それは話聞いたらよくわかる、3億１，０００万円云々って言ってるが、出資金ってのは、まちづくり会社へも貸して５００万円だか幾らだか貸したら、消滅しちゃったわな。あれだって出資したわけだよ、５００万円だか、市は。わかる、そういうものが、そのたんび消えちゃうでいいじゃなくて、あの時だって論議したわけ。なんで出資した株主がそこにいながら出資金が消えちまったかっていうこと。だでね、皆さんが、素人の考えるのはやっぱり、市からさっきなだれかの言葉言ったが、借りたって言や、返さなきゃいけないが、出資したって言えば、補助か。出資したって言や、出資金ってのは消えてもいいわけ。それは返さなんでもいいわけ。基本はその辺があると思うだ、おれ。素人の考え方は、違うか。

○委員長　ちょっとね、ここで、１０分間休憩します。頭冷やしてからやります。１１時５分までお願いします。

午前１０時５４分　休憩

午前１１時０３分　再開

○委員長　それでは休憩を解いて再開をいたします。なお、この指定管理者の部分は、また先の中の条例の改正のほうで関係してまいりますので、まず、平成２３年度の駐車場のこの決算について集約していきたいと思いますが、決算については何か御意見、御質問ございますか。

○中村努委員　貸借対照表と最後の固定資産明細書の関係になるんですが、この辺がちょっと民間と違って理解

ができない部分なんですが、この減価償却の償却ですね、台帳のつくり方っていうのが、普通は減価償却費も出てるわけですから年々減少していくと思うんですね。ところが、ここの資産としては全く減少してないっていうのは、その辺の違いが私にはよくわからないんですが。減価償却費で出てるんだけど、固定資産台帳では全然されてないわけですよね。

〇委員長　答弁を求めます。係長、答弁できますか。担当部長。

〇地域経済担当部長　９年来この会計を、私、携わって係長時代から管理してきておりますので、ちょっと私のほうで以前のことも含めましてあれなんですが。まず、会計上は１４ページのところは中村委員さんから今お話のあった部分でありますが、建物が４億６，０００万円で、４億６，６００万円で価値があって、その償却部分が今までで２億２，３００万円でありますので、残として２億４，３００万円と、こういう見方っていうことはもうこれはよろしいかと思いますが。これだけ現在の会計の中では償却して、現在の価値は２億４，３００万円だと。今、委員がおっしゃる１９ページのほうの固定資産の明細なんですが、これはあくまでも建物の取得した時の価格を掲げております。その右側のほうにいきまして、償却しているのは累計として先ほどの２億２，３００万円だから、従って年度末の建物の価格は２０ページの右側になりますが、２億４，３００万円だっていう、こういうふうに台帳がつくられておりますので御理解のほうをお願いいたします。

〇中村努委員　そうすると、当年度、平成２３年度ですね、これがゼロっていうのはどうしてそうなるんですか。もう終わってるってことなんですか。

〇委員長　土地の、建物の。

〇中村努委員　いや、建物の償却費がゼロっていうことは。

〇地域経済担当部長　ちょっと引き続きで私が。減価償却費としまして当年度は１，１７６万円が償却したってことで、償却としてはふえてるというふうにごらんいただきたいと思います。

〇中村努委員　はい、了解です。

〇委員長　いいですか。ほかにはよろしいですか、決算については。

　ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇委員長　ないので採決を行います。議案第１２号平成２３年度塩尻市駐車場事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇委員長　異議なしと認め、議案第１２号平成２３年度塩尻市駐車場事業会計決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

――――――――――――――――――――――――――――――――

議案第１７号　塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

〇委員長　議案第１７号塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

〇都市づくり課長　では、済みません、お手もとの議案関係資料１７ページをお願いいたします。では、御説明をさせていただきます。議案第１７号塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。１、提案

理由、道路法施工令の一部が改正（平成２３年１０月２０日改正）されたことなどに伴い、必要な改正を行うものです。

２番、概要、引用している道路法施行令の条項を改めるものです。若干これ説明をさせていただきますと、道路法施行令を塩尻市道路占用料徴収条例の中で引用をしている部分がございます。その道路法施行令の改正によりまして、施行令の条項の各号がございますけれども、新設等によりまして、引用している条項の内容は変わりませんけども、単純に条項の号数が変わりましたので、それに伴いまして占用料の徴収条例の一部を改正するという内容でございます。条例の新旧対照表は裏面にございます。後で説明をさせていただきます。

４の条例の施行等、公布の日から施行するものです、ということでございます。

裏面の１８ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表でございます。右側は現行でございます。左が改正案でございます。現行のところを見ていただきますと、別表（第２条関係）というふうにございます。第２条と申しますのが、塩尻市道路占用料徴収条例の中で占用料の額、第２条ということで定めております。占用料の額は別表のとおりとするということで、この別表が徴収条例の中についているものでございます。変わった部分につきましては、変更の部分はアンダーラインで示させていただいております。右側の現行で言いますと、表の中の令第７条第６号に掲げる施設というものが、左側の改正案のところへいきますと、令第７条第７号に掲げる施設ということでございます。その下を見ていただきますと、令第７条第８号に掲げる器具というものが、左側の改正案では、令第７条第１０号に掲げる器具ということで改正をされたものでございますので、よろしく御審議いただきたいと思います。以上です。

〇委員長　質疑を行います。委員より御質問がありますか。よろしいですかね 。

ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇委員長　ないので採決を行います。議案１７号塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇委員長　異議なしと認め、議案１７号塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

――――――――――――――――――――――――――――――

議案第１８号　塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

〇委員長　議案第１８号塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について議題といたします。説明を求めます。

〇商工課長　１９ページになりますが、お願いをいたします。議案第１８号塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例でございます。１番の提案理由でございますが、施設運営の効率化及び利用者へのサービスの向上を図るため、民間事業者等の能力を活用する指定管理者制度を塩尻市勤労青少年ホームの管理等に導入することに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

２番の概要でございますが、塩尻市勤労青少年ホームを市長が指定する指定管理者に管理させることに伴いまして、指定管理者が行う業務、利用料金等を規定するものなどでございます。

４番にございます､条例の施行日につきましては､平成２５年４月１日から施行するということでございます。

それではめくっていただきまして、２０ページからになりますが、新旧対照表の左側、改正案のほうで御説明をさせていただきます。まず、目的でございます。勤労青少年福祉法の第１５条、また地方自治法の第２４４条の2第1項によりまして条例で定めるものというところが目的の部分でございます。あと指定管理者による管理でございまして、第3条でございますが、塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第3条第1項の各号ということでございまして、こちらのほうはですね、指定管理者の指定ということで定められておりまして、そこで定められています該当している指定管理者にこれを行わせるものというところが第3条でございます。

第4条でございますが､指定管理者が行う業務ということでございまして､（1）番、ホームの利用の許可に関する業務､（2）番、ホームの施設、設備等の維持管理に関する業務､（3）番で勤労青少年の福祉の増進を図る事業に関する業務､（4）番としまして市長が必要と認める業務ということで、行う業務を定めさせていただいてございます。

あと第5条、第6条、休館日と利用時間につきましては、現在管理規則でうたわれているものを条例で規定するものということでございまして、休館日につきましては特に変更ございません。第6条の利用時間につきまして（1）にございます、月曜日から金曜日までと。次に午前8時半から午後9時半、現在午後1時からとなっておりますが、これを午前8時半からと変更をするものでございます。

第7条、利用者の範囲とございますが、現在、現行では使用者ということでございますが、すべてこれが利用という形になりますので、そういった部分での変更という形でアンダーラインが引かれております。第8条、第9条、第１０条もでございます。

第１１条が利用料でございますが、2項にございますように、別表に掲げる各範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものということになっておりまして、現在の条例で定めております金額の範囲で定めることができるというものでございます。

第１２条、利用料の減免、第１３条、利用料の還付等、すべてこれは使用料から利用料ということで変更をさせていただいているものでございます。

第１４条、現状回復の義務につきましても使用者から利用者ということでございます。

２４ページになりますが、第１６条、運営委員会でございます。現在、条例上は１０人以内を持つ組織にするということでございまして､現在7名の方がいらっしゃいます。任期は2年でございます。これにつきましては、改正案におきましても残してですね、運営委員会を残して外部的な評価をしていただくという意味のところがございまして、残させていただくということで､（2）のホームの利用者、これは使用者から利用者ということで変更をさせていただいているものでございます。

あと第１７条、別表の第１１条関係でございます。右側に使用料1室当たりでございまして、左側に、区分の右側でございますが会議室とかございまして、音楽室ということで定められておりますが、ほとんど年間通して利用されていないということでございまして、音楽室を削除させていただきたいというものでございます。これにつきましては、今後、研修室というような形で使用をしていきたいということで考えております。説明は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○**委員長**　質疑を行います。委員より御質問がありますか。

○**副委員長**　今の最後にお話ありました音楽室がなくなるということですが、そこにあるピアノはどのようになりますでしょうか。

○**商工課長**　現段階ではですね、ピアノはそのまま残させていただいて、そこで今後想定されますいろいろな研修がございますので、その中で使用させていただくというように思っております。

○**中原輝明委員**　ちょっとおれ、教えてもらいたいだがさ、この使用者と利用者ってのは、これはあれ、５０年たって今変わるってことかい。この字句はなぜ、これ通達みたいなもので来てるわけ。使用者と利用者の差ってのは、意味はよくわかるような気がするだけどさ。説明してくれや。

○**商工課長**　今までの条例ですと市の直営施設でございます。市長が管理という中で使用というような言葉を使わせていただいてございます。今回、指定管理者になりますので、今度民間の業者になります。あくまで施設については市の施設なんですが、そこに入る運営管理する方が民間ということでございますので、民間の方には利用をさせていただくと言いますか、するというような形。

○**中原輝明委員**　それで、この字句っていうのは、変な意味じゃなくて平ったく話してもらいたいだがさ、お互いに。利用と使用ってのは、今、指定管理者制度になったで、こういう字句が出てきたってことで考えたってことか。どういう、どっかから聞くっていうか、自分たちで発案しただか、どっから出てきただかや。

○**地域経済担当部長**　地方自治法においてですね、直営で管理する場合は使用料を定めるってことになっております。指定管理で委託する場合においては利用料を定めるっていうことになっておりまして、今回は指定管理で行っていくということで、それによってすべて使用を利用ということで文言を改めさせていただこうとするものでありますので、お願いします。

○**中原輝明委員**　はい。理解できた。

○**議長**　今、ここのホームの人員配置はどんな配置になってます。

○**商工課長**　現在、館長１名と指導員が１名と、２名体制でやっております。

○**議長**　今度、指定管理に出すね、管理料というものは、今の２人のいわゆる人件費と言われている部分で予定をされてるわけですか。

○**商工課長**　今現在、予定しておりますのは今、２名体制でやっておりますが、現状１．５人体制でやっていけるということで現在考えております。

○**議長**　それとあれですか、今、ＮＰＯの何か団体が入ってるように思うんですけども、その辺はどうなっています。

○**商工課長**　決算のほうでお認めいただいてございますが、若者就業サポート事業ということで、正面入りまして突き当たりの部屋なんですが、そこ１室で委託事業という中でしていただいてございます。その人件費、それから事業費につきましては、決算ベースで３９９万円で事業を委託しているものでございます。

○**議長**　委託をしているということですね。それとあれですか、体育センターとこのホームとは一体的なものですが、指定管理をするとすれば同一の業者なり、そのＮＰＯに委託をしていくと、こういう考えですか。

○**商工課長**　後ほど、また条例の改正のほうでありますが一体的な管理ということでお願いします。

○**議長**　それで、ここを指定管理、もし例えばね、市のほうでどういった事業者に指定管理をさせる予定と言い

ますか、公募なり非公募でやるにしても、どういった事業者が対象になるわけです。
〇商工課長　まずはですね、施設の管理運営というようなことが基本になりますし、今この勤労青少年福祉法の中にございます相談業務というものもやるようにですね、なっておりますので、そういった業務も含めましてできる業者ということで想定をしております。
〇議長　公募されるわけですか。
〇商工課長　ええ、公募でやらさせてもらいます。
〇議長　いいです。
〇青木博文委員　ちょっとお聞きしたいんですが、指定はいいと思うんですが、収入とですね、現在の収入と支出のバランスがちょっと悪いと思うんです。例えば、収入うんと少ないわけですよね。だから2万5，０００人使用してるんですが、例えば使用料を少し上げるのか。これでいきますと、市の一般会計からある程度入れないとですね、公募したってやり手がないと私は思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。
〇商工課長　ただいま委員さんおっしゃいますようにですね、年間で約2万5，０００人の方が御利用いただいています。ホームのほうでは約1万4，０００人というような形でございます。中身がですね、広丘小学校の子供さんが使われているですとか、あと図書館がですね、分館の位置づけになったりとかしておりまして、そういった部分も入っておりますので人数的には多いんですが、実際収入のほうでは、決算ベースは二十五、六万円というようなことでございます。1つにはですね、利用の方はふえてはいるんですが、そういったホーム、何と言いますか、利用者の会の皆さんですとか地元の皆さんですとか、そういった方たちがお使いになっているものですから、いわゆる利用料の減免と言いますか、減額というようなことで収入が伸びないっていうようなこともございます。今後はですね、指定管理者制度を取り入れまして、そういった何と言いますか、魅力のあるような事業の提案をしていただいて、利用者もさらにですね、ふやさせていただきたいっていうようなことも考えておりますし、現段階では、利用料の変更は現段階ではちょっと考えてないということでございます。
〇青木博文委員　いずれにしてもですね、建物もう約４０年くらいたちますので、建った当時は非常に魅力的な場所だと思ったんですが、現状ではですね、体育館なんかはあまり使いたくないような内容です。それ、また市で建てろとか言うわけじゃないんですが。それにしてもね、使用料、例えば1，２００円とかいうのでは安すぎます。1日使ったら3，０００円とか4，０００円くらいもう当たり前ですので、その辺もですね、また利用者の方とのですね、相談あるかと思いますが、よろしく一つお願いしたいと思います。
〇委員長　要望でいいですかね。ほかにはありませんか。
〇横沢英一委員　提案理由を見ますとですね、非常にいいことづくめっていうようなことで、非常に改善することが考えられるっていうことなんですが、逆にサービス低下とかですね、そういうようなこと、今まで行政がやっている時にはある程度かゆいところに手が届くというようなこともやってたと思うんですが、今度民間になると、どうしても採算性とかそういうようなことを考えざるを得ないわけですよね。そういうふうになった時には、やっぱり苦情がたくさんふえたとか、そういうようなこと。それと、料金も一応民間の業者が管理をするっていうことですから、そこら辺で問題が起きるというようなことは想定されてないわけでしょうか。
〇商工課長　料金のほうなんですが、今後、指定管理者が決まりましたら。
　現金取り扱いの関係ですよね、それにつきましては、そういうことのないようにですね、やっていくつもりで

ございますし、先日、利用者の会の皆様方とお話をさせていただいた中で、やはり現状どおりですね、運営ができるかどうかというような御心配もございましたし、特に利用者の会の事務局等やっているもんですから、そういったようなものを継続してやっていただけないかというようなことの御心配もございました。そういったこともですね、今後、指定管理の公募の中での要綱の中で取り入れていくものでございますし、逆に地元の区長さんからはですね、午前中から今度利用できるということで、サービスの向上につながって大変うれしいというようなことも区長さんのほうからは言われているところでございます。答えになってますかどうか、済みません。

○横沢英一委員　公金と言うかお金を扱う、徴収するわけですので、指定管理者になりましたって言っても、あくまでも市民の皆さんは公金で出してくわけですから、そこら辺は特に間違いのないように指導をしていただきたいと思います。

○委員長　要望でいいですか。ほかにないようですので、私のほうからも要望としてお願いしておきますが、これまで２人体制なのがですね、計算上でいくと今度は１．５人くらいで管理をされるということと、それから非常に若い皆さんがここを利用されるもんですから、開館時間は長くなった、人的対応は２．０人から１．５人の前提っていうようなことで若干厳しさも出てまいりますし、それから、あえてここでまた指定管理者にもっていくということでありますが、ここへ出入りをしているＮＰＯ法人くらいしか手を挙げる団体はまずないということも予想ができますんで、よく市のほうはですね、軌道に乗るまでしっかり実態を見たりですね、改善すべきところはまた早い段階で改善をして、早く軌道に乗せるようにまた指導のほど、横沢委員も指摘しましたけれども、いろんな面でよろしくお願いしたいと思います。

○商工課長　こちらの説明がですね、足りなくて申しわけございません。現時点では、２名体制で館長と指導員でやっております。今回ですね、指定管理者の中で若者就業サポート事業も含めての管理ということでございまして、全体的にはですね、そこの人員も当然、今までの指導員的な役割も果たすというようなことで考えておりますので、今現在お二人の部分だけ考えますと１．５人くらいになるんですが、全体を考えますと、そういったことのないような形になろうかと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長　はい。ほかにありませんか。いいですかね。ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　ないので、採決を行います。議案第１８号塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長　異議なしと認め、議案第１８号塩尻市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

――――――――――――――――――――――――――――――――――

議案第１９号　塩尻勤労者体育センター条例の一部を改正する条例

○委員長　議案第１９号塩尻勤労者体育センター条例の一部を改正する条例について議題といたします。説明を求めます。

○商工課長　それでは、議案関係資料２５ページをお願いをいたします。議案第１９号塩尻勤労者体育センター条例の一部を改正する条例でございます。１番の提案理由でございますが、施設運営の効率化及び利用者へのサ

ービスの向上を図るため、民間事業者等の能力を活用する指定管理者制度を塩尻勤労者体育センターの管理等に導入することに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

２番の概要でございますが、塩尻勤労者体育センターを市長が指定する指定管理者に管理させることに伴いまして、指定管理者が行う業務、利用料等を規定するものでございます。

４番の条例の施行等は、平成２５年4月１日から施行するものでございます。

１枚めくっていただきまして、２６ページでございます。新旧対照表の改正案でございます。先ほどのお認めいただきました勤青ホームの関係と一部重なる部分がございますので、その辺のところは省略させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

目的の第１条につきましては、条例で定めるものということで、先ほども御説明をさせていただきました。

第３条の指定管理者による管理でございます。これにつきましても、先ほど御説明いたしましたように、指定管理者の指定の手続きに伴います条例第３条のいずれにも該当しているということで指定管理者の指定をするものでございます。

第４条指定管理者が行う業務でございますが、１番としましてセンター利用の許可に関する業務、２番といたしましてセンターの施設、設備等の維持管理に関する業務、３番といたしましてセンターの運営に関し市長が必要と認める業務となっております。

第５条と第６条、休館日と利用時間につきましては、管理規則でうたわれていますものを条例で規定するものでございまして、特に変更される部分はございません。

あと、第８条以下、先ほども御質問ございましたけれども、使用から利用というようなことで地方自治法の定めでございまして変更させていただくというものでございます。第１０条につきましても同じでございます。

第１１条の利用料の関係でございます。第２項にございますように、別表に掲げる範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものということになっております。

第１２条、利用料の減免、第１３条、利用料の還付、第１４条の原状回復の義務ということで、すべて利用者ということで変更させていただいてございます。ちなみに、別表に載っておりませんが、現在体育館の関係ですが、３区分に分かれておりまして、午前８時半から正午まで、午後１時から午後５時まで、それから午後５時半から午後９時半ということで、いずれも体育館２，１００円、照明が４１０円となっております。以上でございますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長　質疑を行います。委員より御質問がありますか。

〇副委員長　最後に先ほど料金の話がありましたけれど、先ほど横沢委員からの質問に対しまして料金の変更はないように御指導くださるということですので、ぜひ料金は上げないようにお話をしてください。実際、ママさんバレー、バドミントン、それから卓球部、少林寺拳法が使っていただいているんですけど、ママさんバレーもバドミントンも実は横に広丘小学校に立派なのができたもんですから、移動しちゃいました。大会はできないっていうことで、今、練習は使ってはくれてるんですが。少林寺と卓球につきましては道具は一緒ですから、あそこでやってくれてるんですけども、横に広丘小学校にいいのができちゃったもんですから、料金上げたらますます離れてっちゃうと思うんですけど。その辺で料金のほうは上げないように、御指導を強めにお願いします。

〇商工課長　多少説明不足で申しわけございません。料金の改定につきましては、市のほうで条例を定めます。

したがいまして、この２，１００円をですね、下回った設定は指定管理者のほうでできます。ですから２，１００円を上回ることは現段階ではございません。今のところ、現段階では２，１００円の料金の改定も予定はされていないということでございます。説明不足で申しわけございません。

○中村努委員　現在のこの施設の利用状況で、いろんな人が目的とは関係なく使っている状況があると思うんですが、どんな状況ですか。

○商工課長　体育センターの関係でよろしいですね。平成２３年度決算ですと、１万３３７名の方がお使いをいただいておりまして、あそこの利用者の会に入られておりますいろんな各クラブ、それと西條委員さんからもお話がありました、バドミントンですとか卓球ですとか、そういったクラブ、登録されてますクラブの方もいらっしゃいますし、地元住民の方で卓球ですとかそういったことをやられている方もいらっしゃいます。そんな状況でございます。

○中村努委員　この勤労青少年っていう人は、どういう人を指すわけですか。

○商業労政係長　勤労青少年ということで、基本的にはですね、仕事をしておるということが、仕事をしておる青少年ということになっておりますが、国のですね、福祉対策基本法の中ではですね、例えばニートだとかそういった方たちもですね、勤労青少年の範囲に含めるという方針が出ております。それであとですね、施設、ホームとセンターの利用につきましては、基本的にはですね、勤労青少年ホームであれば勤労青少年が使うということになっておりますが、条例の中でもですね、その人たちが使うことに支障がない範囲でそのほかの人も使うことができるという条例になっておりますので、一般の方も利用できるということになっております。

○中村努委員　その一般の方が利用してる割合ってどのくらいあるんですか。

○商業労政係長　勤労青少年ホームにつきましては、約4割の方が勤労青少年でございます。あと6割の方が一般の方、それ以外の方という状況でございます。体育センターにつきましては、これは勤労者体育センターですので、勤労者であればいいという形になっておりますが。ですので、ちょっと統計のほうはとってございませんが、勤労青少年というくくりで体育センターのほうもとったデータがございます。それで言いますと、約２５％が勤労青少年で、あとの７５％ですか、につきましては一般の３５歳以上の方も含まれているということになります。

○中村努委員　柔軟に対応していただきゃいいと思うんですけれども、実状は、目的にあるような施設というよりも、地域のスポーツ施設、公民館施設という性格のほうが強いと思いますので、指定管理になられる方はよくその辺のとこを御理解していただいていかないとおかしなことになるのかなと思います。あと、続けてですが、使用料の減免について、これ指定管理者が必要と認めた場合っていうふうになってますけど、これ何か、指定管理者がそういうのを判断するものがあるわけですか。

○商工課長　管理運営がですね、指定管理者になるものでそういった言い回しになっておりますが、実際にはですね、市の内規がございまして、それに基づいて減免をしていただくと、そういう予定になっております。

○中村努委員　そうすると、この新しい条例のもとに市の内規だとか料金表だとか、そういうのがぶら下がっていると思えばいいわけでしょうか。

○商工課長　そのとおりでございます。

○中村努委員　わかりました。

〇委員長　ほかにありますか。よろしいですか。それでは、ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇委員長　ないので、採決を行います。議案第１９号塩尻勤労者体育センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇委員長　異議なしと認め、議案第１９号塩尻勤労者体育センター条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

―――――――――――――――――――――――――――――

議案第２０号　塩尻市塩尻駅前広場条例の一部を改正する条例

〇委員長　議案第２０号塩尻市塩尻駅前広場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。説明を求めます。

〇商工課長　引き続き３０ページをお願いいたします。議案第２０号でございます。塩尻市塩尻駅前広場条例の一部を改正する条例でございます。１番の提案理由でございますが、塩尻駅前周辺整備事業によりまして塩尻駅前広場を改修すること並びに施設運営の効率化及び利用者へのサービスの向上を図るため、民間事業者等の能力を活用する指定管理者制度を塩尻駅前広場の管理等に導入することに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

２番の概要でございます。駅前広場駐車場事業の規定を削るもの。２つとしまして指定管理者が行う業務、利用料金を規定するものでございます。

１つ飛びまして４番、条例の施行等、平成２５年４月１日から施行するものというものでございます。

それでは、３１ページの新旧対照表、左の改正案のほうで御説明をさせていただきます。まず、第１条、趣旨でございますが、地方自治法の２４４条の２第１項によりまして、条例で定めさせていただくというものでございます。

同じく第２条の２になります。駅前広場に次に掲げる施設を置くということで、指定管理する施設を定めるものでございます。１つとしてタクシー駐車場、２つとしてバス整理場、３つ目、自家用車駐車場、４つ目が自転車駐輪場、５番としましてその他必要な施設ということでございます。

第３条は用語の定義ということでございまして、一般駐車場それから指定商業者等、３２ページになりまして回数駐車券、それから４番の特別駐車券ということで定めさせていただいております。特別駐車券につきましては、現在も使わさせてもらっていますが、割引ライターを使いますとそこで無料のですね、券になるというようなことで、月決め、月額と言いますか、そういった形での特別駐車券となるものでございます。

第４条、指定管理者による管理ということで、この駅前広場の管理を指定管理者に行わせるものということで定めさせていただいてございます。

第５条の指定管理者が行う業務でございますが、駅前広場の利用の許可に関する業務、それから施設、設備の維持管理に関する業務、それから市長が特に必要と認める場合ということで、３つの業務を行わさせるものでございます。

あとは、それぞれ第６条利用許可等々、そこに定めさせていただいてございます。タクシーの駐車場の利用、

バス整理場、自家用車駐車場の利用と、3つ目に駅前広場の利用、4つ目の演説、集会等の利用、それからその他指定管理者が必要と認める場合ということで、それぞれ利用許可を定めさせていただいてございます。

第7条、特別駐車券の発行の許可、これにつきましては、月決めの駐車券の許可ということで定めさせていただいてございます。

第8条の利用許可の期間でございますが、1年以内とすると。ただし、指定管理者が特に認める場合はこの限りではないということで、特にタクシーの関係なんですが、タクシーの駐車場につきまして年額で納めていただいてございます。その関係で1年以内となっておりますが、それにつきましては、特に認める場合についてはこの限りではないということで、継続ということでうたわさせていただいてございます。

第9条の利用料の関係になります。利用料金制をしいてやっていくということでございます。その中で、34ページの2になります。別表に掲げます範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものということでございまして、条例で市が定めますので、それ以内の料金でしたら新たに改定ができるというものでございます。

第10条、利用料の減免につきましても、管理者が減免することができるということになっております。第10条、11条、12条すべて使用料から利用料という形になっております。

第14条、利用時間につきましては、これは変更ございません。変更なくて、使用時間から利用時間ということで定めさせていただいてございます。

37ページの別表の関係になります。右側が現行でございます。左側が改正案ということでございまして、タクシーの駐車場につきましては変更がございません。バスの整理場が510円から500円ということで、10円減額ということでございます。自家用車の駐車場につきましても、上2つは変更ございませんで、現在60分を超え30分ごとに60円となっておりますが、これを50円ということで減額をさせていただくということと、19時半までということで定めさせていただいてございます。新たに、1台につき19時半を超えて24時間ということで2，000円を定めさせていただいてございます。現状ですと24時間で約3，000円、2，910円かかりますが、これを2，000円ということで新たに定めさせていただいてございます。その関係で上の段が19時半ということになっております。24時間を超える場合も想定されますので、24時間を超えた場合については2，000円プラス新たに30分ごとに5，000円という形の料金を定めさせていただいて。

〔「50円」の声あり〕

○商工課長　済みません、50円です。申しわけございません、50円を定めさせていただくということでございます。

38ページでございますが、新たに回数券によります駐車ということで、50円券を11枚ということで500円ということで、50円ほど安くなるんですが、それの回数券。それから特別駐車券による駐車、月1台につき1万円と。これが先ほど御説明させていただきましたが、割引ライターによりましての対応となります。以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長　質疑を行います。委員より御質問がありますか。

○中村努委員　提案理由で民間事業者の能力を活用するということなんですが、この指定管理を受けた者が外へ仕事を出すということは、特に問題ないことなんですか、条例上。

○商工課長　丸っきりですね、丸投げは禁止されております。ですから、すべてをそっくりじゃなくて、一部委託は問題ないと。

○中村努委員　今の駅前駐車場の業務ですね、それに当てはめると、指定管理者が直接行わなければいけないこと、それからシルバー等へ委託していい業務って、ちょっとわかりやすく説明してください。

○商工課長　担当係長から説明させます。お願いします。

○商業労政係長　例えばですね、指定管理者がですね、それをそのまま次の業者に任せまして、その業者が、例えばこの部分はシルバー、この部分はほかの業者という形で振り分けるようなトンネル的なものは、一括の業務委託という形になります。

○商工課長　シルバーの皆さんにはですね、現場のほうでバス代の料金の徴収ですとか、交通整理ですとか、一部、振興バスの料金の関係ですとか、そういったような現場のほうでの対応をしていただいています。委託の請け元先につきましては、苦情の対応ですとか、営繕修繕関係、これも一部少破修理についてはお任せしてますので、そういった形ですとか、備消耗品の対応、管理委託のエレベーター、駅ですね、済みません。駅のほうですと、駐車場の機械、アマノのほうに委託しておりますが、そういったものの管理業務、収支決算と言いますか予算とか、その辺のところをやっていただいております。

○委員長　ほかにありますか。

○青木博文委員　ちょっと２点ほどお聞きしたいんですが、市民からはですね、収益が上がっているっていう疑問な意見もあるわけですが、それは単に収支だけを見てですね、収入から支出をすくうような計算だけなんで心配ないかと思うんですが。例えばですね、指定管理にした場合にですね、２つ質問したいんですが、公募は何社ぐらいされるのかということと、それからですね、現在直営でやっていますその人件費的な分と、今回、指定にした場合ですね、その５００万円ほどとってありますがこれはどのくらい直営よりも補助金と言いますか、この負担が減るのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○商工課長　公募は予定させていただいてございまして、数社ほど予定をしております。

〔「もう１点」の声あり〕

○商工課長　負担が減るかということ。一般会計との比較でございます。駅前広場の管理につきまして現在１４０万円ほどかけて管理をしておりますが、その部分につきまして、今回、指定管理者制度に伴いましてすべて業務委託をしていくということでございまして、その１４２万円ほどが減額になる見込みでございます。あと、今、職員が対応しておりますので、その人件費ということで０．５人で約３５０万円ほど減額という見込みでございますし、その辺が主なところでございます。

○青木博文委員　いずれにしても経費が減ることはいいことだと思うんですが、もう１点、ちょっと副市長に聞きたいんですが、９月１０日の答弁でですね、そこの施設から過大な収益が上がったという場合には、人件費や修理費、修繕費に当たる費用をですね、指定管理者に負担させるとかですね、それから相当な利益が出る場合は市に一定額納入させるというように答弁をいただいております。これは、この１１条の利用者の還付というとこなんですか。その辺ちょっと説明お願いしたいんですが。

○副市長　まず、利用者の１１条に申し上げてあります利用者の還付ではございません。この利用者の還付というのはですね、利用者が利用料金を納めますよね、駐車料金を納めますね。その場合に、過誤があったような場

合、あるいは間違えて利用料金を納めてしまったというような場合には還付できると、こういう話ですから、これは指定管理者と対利用者、いわゆる駐車をされる方の規定、こういうことになります。今、御質問がございました、本会議で私が答弁をいたしました過度の、相当の利益があった場合にどうするのかと、こういうことでございますが、基本的にこういう利用料金制をとった、利用料金制というのは指定管理者が利用される駐車料金をそのまま指定管理者の収入にすると、こういうことでございますんで、利用料金制をとった場合には、基本的にその利用料金の収入は指定管理者の収入になります。これは私どものガイドラインで決めてございます。そのために、その利用料金の収入をたくさん取りたいということのために、サービスの向上をしたりですね、あるいは利用時間を延長をしたり、それからほかのサービスを付加したり、そういうことが指定管理者には認められておりますので、そういうことになります。

私が申し上げましたですね、例えば、その利用料収入が予想に反して過度に収入があった場合、指定管理者が営業努力のうちでですね、経費を削減するとか、今申し上げたサービスの向上をして利用料金の収入を上げるとかといった経営努力のほかにですね、例えば何かのイベントがあってお客さんがたくさん来ちゃって利用料がたくさん上がったというような、いわゆる客観的に認められるものがあります。こういうものにつきましてはですね、やはり指定管理者の経営努力ではないわけですから、その部分についてはある一定の考え方をもってですね、市へ納入をしていただくというのが原則だろうというふうに思っております。

現にですね、例を申し上げますと、奈良井宿にございます権兵衛駐車場というあの機関車の置いてある駐車場がございますが、あそこについては、奈良井の奈良井宿協同組合というところにですね、指定管理をしていただいています。通常の場合ですとですね、駐車場から上がった収入は指定管理者の収入になるわけでございますけれども、この平成２３年度は特別な事情がございまして、実は「おひさま」の効果でですね、非常に駐車台数が伸びました。したがいまして、そういうことを勘案しまして、平成２３年度につきましては、その約２割について７４万円をですね、平成２３年度決算で市へ納入をさせていただきました。これはあくまで基本協定に基づいて甲・乙でですね、この収入の源は経営管理者の経営営業努力にあるのか、それともそういう客観的なことによった、いわゆる相当の利益に属するものなのかっていうことを協議しながら、納入をしていただくことを決めると、こういうふうな形態をとっておりますので、今回の場合もですね、今回に限らず、こういう施設は実は少のうございましてですね、収入をもってすべての経費が支弁できる施設なんてのは公な施設ではあまりないんですよ、正直申し上げて。先ほどの勤青ホームなんか、本当に経費の１０分の１くらいしか収入で入って来ませんのでですね。そういう場合には指定管理料を支払うということになってますけども、収入が過度に上がった場合、あるいは相当の収入があって、それが客観的に経営者の努力ではないよというふうに認められる場合には、一定程度の市へ返納をしていただくというのが私は妥当だと思いますんで、そういう形で基本協定の中にですね、書き込んでいくのが妥当ではないかと、こういうことで御答弁を申し上げた次第です。

○青木博文委員　ということは、副市長あれですね、この条例文じゃなくて、甲・乙の協定書の中にそういうことをある程度入れとくっていうことですね。

○副市長　条例は、あくまで公共のいわゆる公の施設を管理するための、市民に向けた条例でございますんで、これは指定管理者とは直接関係ございません。ただ、指定管理ができるよということを言っているだけであってですね。指定管理者が決まった場合に、その指定管理者と市は基本協定というのを結びまして、基本協定の中で、

それは協定と言っても契約書です。契約書をきちんと結ぶ、契約を結んでその中で決めていくと。ただ、細かい点まで最初から何パーセントやりなさいよということになりますと、これは状況を見てやらないとわかりませんから、それはそういうことができるよということだけ結んでおいて、現実の年次協定の中で、状況を見ながら協議をしていくと、こういうことになるんではなかろうかと。現に、奈良井宿の駐車場ではそういう協定を結んでおりますし、一部、洗馬のふれあいセンターも社協とはそういう形で結んでいるんではなかろうかと。ちょっとうろ覚えで申しわけないですが、そんなことでございます。

○青木博文委員　いいです。それでは、そういうことでよろしく一つお願いします。

○横沢英一委員　関連でお願いします。ここにですね、バスの整理場ってあるわけですけど、これは特別な、駐車場とは言わないわけですね。何か特別な意味はあるんですか。じゃ、いいです、それはまた後で教えてください。実はですね、やはりこの駐車場をね、生かすのは、ポイントを持っているのはやはり何と言ってもバスの駐車場だと思うんですよ。これをいかに活用してくかっていうのが利益にもつながってくるかと思うんですが、さっき青木委員があれした中でですね、ポイント持っているのは、私はここだと思ってます。特に塩尻駅はですね、地の利がものすごくあってですね、関西だとか東京だとかいろいろの方面から電車で来て、上高地へ行くにも何にしてもここからバスで上がっていくというようなことをよく言われているわけですので、やっぱりここをうまく宣伝をして、塩尻のこの駐車場をたくさん使ってもらうということが大事だと思います。そんなことで指定管理者になった人は、そういう目線で頑張ってはくれると思うんですが。それで、こないだ全員協議会の時にちょっと質問が出ておったと思うんですが、駅前への駐車場の誘導のサインですね、ここら辺はしてかないといけないと思うんですが、特にこれからはたくさん利用してもらえると思いますし、それによって、駅前に寄って塩尻市のＰＲにもなるし、それでうまく工夫すればトイレへ行った帰りに観光センターへ寄ってもらうとか、あの周りへちょっと寄ってもらうとか。そこら辺はまたバスのですね、当然宣伝する時にはバスの会社へお願いに行くわけですよね。その時にぜひ、トイレもあるけれども、ここら辺にはこういうものがあるで、ちょっと１０分だけここで時間とってくれとかそういうようなね、観光宣伝をうまくやってけば、ここら辺がポイントになると思いますので、そのサインをね、あれする時にはどこで出すのかということと、お金をですね。もう1つは、反対側に確か民間の駐車場があったと思うんですが、あそこは１，０００円ばかでやってたような気がするんですが、そこら辺の意識はされているんでしょうか、その２点をお願いします。

○地域経済担当部長　今年度、駅前の整備工事をやるということで、先般、室長のほうからも報告があったとおり岡谷組さんのほうでやっていると。その中で特別委員会でも御指摘ありました、周辺の案内、表示サインをということでありますので、それは進めていくように、今、検討させていただいております。まさに横沢委員さんが御指摘あったことがありますので、今回、民間のノウハウ、民間の知恵をもって駅前の活性化を図っていきたい、それが今回の駅前の大きな我々が持っている課題であります。広場も整備されました。駅前の周辺も今度、整備します。来年はインターロッキングも整備します。これに伴って広場と今回バス５台。

〔「６台です」の声あり〕

○地域経済担当部長　６台の駐車場もつくります。動線も変えるように整備します。こういったことを生かしながら、いかように駅前の活性化と観光に向けたお客さんへ対するＰＲをしていけるか。そこら辺も大きな課題として今回、やっぱり民間でやって、民間のノウハウでにぎわいを駅前につくっていくっていう、それを大きな課

題とさせていただいてますので、先ほども申し上げております募集要項、あるいは基本協定のとこでそういった部分も検討しているとこでありますので、お願いいたします。

○横沢英一委員　よくわかりましたけれども、やっぱり民間感覚をっていうことで、うんと強調されてましたよね、今の中で。そうするとやっぱり指定管理者といえども、相当すごいアイデアをもってですね、本当に真剣にこのことに取り組めるような人をあれしていかないと、同じような考えの人があれしても何かというような気もするので、そこら辺はしっかり選定をする時にですね、やってもらったほうがいいと思いますが。以上です。お願いします。

○地域経済担当部長　そのような相手方が選定できるように努めてまいりたいと思います。

○商工課長　バスの整理場ということで御質問いただきました。このバスの部分につきましては、乗車待ちの時だけに料金は発生いたします。したがいまして、整理場ということで表現させていただいてございまして、おりる場合については料金は発生しないということでございます。よろしくお願いします。

○委員長　時間が、昼食の時間が迫ってまいりましたので、この際申し上げます。午後1時１０分まで休憩といたします。なお、この議案２０号と２１号関連がございますので、午後、２１号の説明を受け、討論、採決は一括でお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。では、午後1時１０分まで休憩とします。

○副市長　申しわけありません、実はきょう、県のですね、食生活改善推進大会がございまして、私、１２時半からごあいさつに出なければいかんもんですから、大変申しわけございませんけれども、１２時１５分の再開をお願いできますでしょうか。

○委員長　1時１５分ね。

○副市長　1時１５分です。

○委員長　わかりました。それでは1時１５分からということで、午後は再開いたします。

午後　0時１０分　休憩

午後　1時１６分　再開

○委員長　休憩を解いて再開をいたします。

――――――――――――――――――――――――――――――

議案第２１号　塩尻市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長　それでは、引き続いて審議に入りたいと思いますが、先ほど申し上げましたようにですね、関連性がございますので、議案第２１号の説明をしていただき、あと採決等については、それぞれ議案第２０、２１号別々にお願いをしたいと思います。それでは、議案第２１号の塩尻市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○商工課長　それでは資料の３９ページ、お願いいたします。議案第２１号でございます。塩尻市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。１番の提案理由でございますが、施設運営の効率化及び利用者へのサービスの向上を図るため、民間事業者等の能力を活用する指定管理者制度を塩尻市大門駐車場の管理等に導入することに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

２番の概要でございます。1つといたしまして、条例の題名を塩尻市大門駐車場条例に改めるものでございま

す。２つ目といたしまして、駐車場事業の規定を削るものでございます。３つ目といたしまして、指定管理者が行う業務、利用料等を規定するものでございます。

４番、条例施行日等でございますが、平成２５年の４月１日から施行するというものでございます。

それでは、４０ページからになります。新旧対照表の左側、改正案で御説明をさせていただきます。まず、先ほど申し上げましたように、塩尻市大門駐車場条例ということで改めさせていただきたいというものでございます。

第１条、趣旨でございますが、地方自治法に基づきます条例で定めさせていただくということで、あわせまして、今まで地方公営企業法の中で、条例によりまして地方公営企業会計法の一部を適用していたというものでございますが、これを削除するというものでございます。

３条の用語の定義でございます。それぞれ駐車場、塩尻市大門駐車場を駐車場に変更をすると。また、使用する、これを利用するということで変更する。また３でございますが、市長が必要と認めた者というものを、指定管理者が必要と認めた者ということで、それぞれ変更をさせていただきたいということでございます。４番の特別駐車券につきまして、これは、許可を受けて駐車場を利用するという形で変更をさせていただくということでございます。以下、使用料すべて利用料という形で改正をさせていただくというものでございます。

第４条の指定管理者による管理でございます。条例の指定管理者の指定の手続きに関する条例３条の第１項に基づきまして、指定管理者の指定をするというものでございます。

第５条、指定管理者が行う業務でございますが、駐車場の利用の許可に関する業務、駐車場施設の維持管理に関する業務、そのほか市長が必要と認める業務ということで業務を定めさせていただいてございます。

利用時間につきましては、午前０時から午後１２時と、２４時間ということで変更はございません。

次、４２ページのほうにつきまして、それぞれ使用から利用という形で変更させていただきたいというものでございますし、４３ページの第１１条、利用料につきまして利用料金制をとらさせていただくというものでございます。

１２条の利用料の減免でございますが、新たに必要と認められる場合については、利用料の減免または免除することができるということで定めさせていただいてございます。

以下、１３条、それぞれ使用者、使用料を、利用者、利用料という形で変更させてございますし、右側の第１２条から下でございますけども、重要な資産の取得及び処分等々、１２条からずっと下までございますが、これにつきましては、駐車場事業会計を廃止するという条例、今回、提案させていただいてございまして、ということでございまして、今回、以下はすべて削除という形でさせていただいてございます。説明につきましては以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上でございます。

〇委員長　質疑を行います。委員より御質問がありますか。

〇中村努委員　この件に限らず、指定管理そのものの問題かと思うんですが、１つは、指定管理者になることで議会との距離が非常に遠くなるっていうことが問題として、一般論としてあげられていますので、その辺、今後、市民が利用するに当たっての細かい点ですとかね、議会が指摘をするような場面もあろうかと思いますが、その受け皿というのは、行政のほうで受けるのかどうか、その辺いかがでしょうか。

〇副市長　指定管理全般ですから私のほうから御答弁させていただきますが、指定管理の基本的な考え方につき

ましては、これは自治法で定められておりますとおりでございまして、指定管理者を指定するその責任というのはですね、公の施設を持っている市でございます。したがいまして、市が公の施設を管理していくに当たって、あるいは運営していくに当たって、効率性だとかサービスの向上だとかということを考えた時に、その方法の１つとして指定管理があるというふうな法的な解釈でございますので、最終責任は市が持つべきというふうに考えております。したがいまして、基本協定の中にも、例えばもし事故があった場合の対処の方針だとか、サービスの低下があった時には、評価をしてどうするのかというようなことも全部織り込んでございますので、それに従ってやっていきたいというふうに思っておりますし、議会からこういう御提案や御示唆をいただいた時にはですね、その協定に従いまして指定管理者に指示をすると、こういうことになろうかと思います。

〇中村努委員　はい、わかりました。もう１つ留意しなきゃいけない点として、会計の透明性っていうのは市民の財産ですので確保していかなければいけないということになりますが、この駐車場の今後の会計ですね、指定管理者が行う会計について、この駐車場の部分について市の監査委員がしっかりチェックをするということはできますでしょうか。

〇副市長　これも、この駐車場に限らずですね、特に利用料金制をとったような場合にはですね、その事業の財務について報告を求めることができますし、指定管理者は報告をする義務がございます。したがいまして、これは指定管理をさせた側の市の情報として明らかにするように、基本的な考え方としては明らかにするようになっております。そういう意味ではですね、透明性をある程度確保できるのかなということでございます。ただ、ほかの事業、例えば指定管理者がほかの事業をやっておりましてですね、その指定管理者のすべての経営状況を明らかにするということまではですね、ちょっと市の段階では要求はできませんが、当該、指定管理をさせた事業に限っては、そういう形をとるというとこが一般的な考え方でございますし、この事例に関してはそういうことをやろうというふうに考えております。

〇中村努委員　しっかりやっていただいて、私は最低でも１年に１回は市の監査委員が入って、その部分についての監査を行って、それから、これからいろいろ協定等結ばれると思いますので、それが遵守されてるかどうかとか、その辺のところを体制をしっかりとっていただくよう要望とします。

〇委員長　要望でいいですか。ほかに。

〇議長　指定管理にした場合ですね、いわゆる営業費用の関係でちょっと、順を追っていきたいんですが。この中で備品消耗品、燃料、光熱費、印刷製本、通信、こういったものはさほど多分変わらないと思います。ただ、委託料の関係で、今、１，５００万円出てますけど、この委託料が、先ほどあったようにエレベーターとか自動ドアとか自動の改札機ですか、そういったものになりますので、シルバーに払ってる、恐らく７３４万円っていうのは当然いらなくなるというふうに思います。あと、ここに賃借料とあるんですけども、これはどうなるのか。指定管理者が払うのか、それとも市が払っていくのか。

〇商工課長　指定管理者のほうで支払うということになります。

〇議長　指定管理者のほうで払うのね。それから、修繕費についてはどの程度まで指定管理者のほうでみるわけですか。

〇商工課長　修繕費につきましては、小破修繕料ということで、３００万円を限度として指定管理者のほうでやっていただくという予定でございます。

○議長　それで、その下の損害保険とか手数料はいいですけど、減価償却はなくなるわけですね、指定管理者は別に建物関係ないですからね。そうした場合、相当、収益とすれば４，７００万円の収入があれば、指定管理者には、はっきり言って２，０００万円近いお金が入っていくという計算になりますけど、それでいいわけですか。

○商工課長　平成２５年度の見積もりの中ではですね、今回、料金改定がございまして約３６５万円ほどの減額となる見込みでございます。あとリースの関係でございまして、今リース切れで再リースをしてるというようなものもございまして、その金額が約４８０万円ほどでございます。あと駅前広場の管理につきまして、これは今、別の一般会計で出しておりますが、これを含めて指定管理いたしますので、約１４０万円ほど。これがあと人件費、市の場合、今、市の職員がやっておりますが、それに相当します人件費等々含めますと約１，０００万円、約１，２００万円ほどですか、の支出の増額と、あとは歳入のほうで約３６５万円減ると、そういう試算をさせていただいてございます。したがいまして、減価償却費ですとかそういった形の計算ではなく、あくまで実際の数字の中でそういった試算をさせていただいているということでございます。

○議長　そうすると、その受けたね、指定管理を受けた会社で、例えば今のシルバーでやってるような人員を配置した場合は、逆に言えば赤字になるんじゃないですか、今の計算でいくと。

○商工課長　今の積算でいきますと、約１６万３，０００円の利益という形で積算をさせていただいてございます。

○議長　それは、こっちの積算であってさ、赤字にしないように。

○商工課長　申しわけございません、平成２４年度の予算ベースで計算をさせていただいてございますので、申しわけございません。

○地域経済担当部長　全協で申し上げた数字の中の１６万３，０００円というような数字を言ってるんですが、それを想定した今、議長さんのほうからそれぞれもろもろと細かい御指摘がありましたんで、今、至急、資料お手元のほうへお配りして説明させていただきますのでお願いいたします。

○議長　それと、雑収益の中の自動販売機の手数料というのは、これは市のほうになるんですか、指定管理のほうに行くんですか。

○商工課長　指定管理者のほうの収益になります。

○議長　指定管理者の収益になるということ。そうすると、この手数料のいわゆる取引、例えばこれを１００万円にしろとか５０万円にするっていうのは、指定管理者ができるということ。

○商工課長　今、市ではですね、入札制度をとっておりますので、そういった形の中で業者が選定されるというふうに考えています。

○議長　そうすると、その市の方法であくまでもやるということ。指定管理者が、だから、自由にその手数料を決められないと。

○商工課長　市のほうでそういった指導をしていきたいと思っております。

○議長　市のほうの手数料の方式でやるということだね。

○商工課長　市の、何て言いますか、業者決定のルールがございますので、それに合わせさせていただきたいと思っております。

○議長　はい。

〇**中村努委員**　消費税の取り扱いについてですけど、これは市の施設ですが、今までは企業会計でかかってたんですが、この辺の取り扱いはどうなりますでしょうか。

〇**商工課長**　消費税につきましては、その指定管理いわゆる事業者のほうで消費税を支払うと、そういう形になります。

〇**中村努委員**　そこで今後ね、消費税が上がりますけど、それは利用料金には響かないっていうことでいいですか。

〇**商工課長**　利用料金につきましては市の条例で定められておりまして、今、委員さんおっしゃいます５％から８％、１０％というとこになると思いますけども、全庁的なですね、使用料、手数料の見直しをする中での利用料金の改定ということが想定されます。ですから、その時点で利用料の改定というものが発生すると、そういうことで考えております。

〇**中村努委員**　指定管理者がですね、消費税が上がるということはそれだけ利益が減りますから、それはきちんと利用料に反映させたいという意向を持って相談に来られたら、やはりそれは応ぜざるを得ないっていうことですかね。

〇**商工課長**　利用料につきましてはですね、先ほど申し上げましたように、全庁的な見直しの中で当然適正な価格で、金額で設定をさせていただきますし、歳出の関係でございますが、その消費税の関係になりますと当然、歳出が膨らむというようなこともございますので、基本協定は結ばせていただくんですが、あと年度協定等々の中で適切な経費、いわゆる運営経費と言いますか、運営管理経費を積算をさせていただく中で、年度協定の中で結ばさせていただきたいというふうに考えております。

〇**議長**　それと、ちょっと心配になるのがね、もしこれで指定管理に出して赤になった時に、市のほうでいわゆる市民交流センターなりあそびの広場なりの分の駐車料金ね、決算でいくと７４４万円。ただ、ことし、たしか八百何万円だったような気がしたんだけども、これを上乗せして赤字を埋めるというような方法がとれるわけですよね、正直。台数がふえたとか何とかって理由つけて。その辺については、頭打ちなり上限なり、そういうものをきちんとしとかないと、赤字の穴埋めにうまく利用されるって部分があるんだけど、その辺どうですか。

〇**副市長**　これは、利用料金制をとっておりますので、先ほどじゃあ利益が出た時にはね、それを相当部分をどうする、返納させるのかどうなのかという議論の裏腹な議論だと思います。損失が出た時に、果たして市で補てんをすべきなのかどうなのか。それは、補てんすべき方法はですね、指定管理料として赤字を支払うという方法が適当かどうか。これは、私は適当ではないというふうに思います。なぜかと言いますとですね、せっかく民間の事業者がですね、自分で事業をやって利益を出そうとしている時にですね、赤字が出たら補てんするよと言ったらですね、これは、民間の事業者たる営業努力がそがれるということですから、基本的にはないというふうに考えます。ただし、いろんな条件、客体的な条件の中でですね、どうしても、今消費税のお話が出ましたけども、そういうこと、あるいは、極端に利用量が減ってですね、維持管理ができなくなってしまうということについてはですね、これは指定管理の方法がいいのかどうなのかも含めて、もう一度きちんとした整理をしていく必要があるというふうに思っておりますので。少なくとも指定管理料という形で補てんをすることは、できるだけ避けたいなというふうに思っております。

〇**委員長**　それでは、済みません、この駐車場事業会計収支試算表ということで、なんか３００万円くらい単年

度ではもうかるような気がしたが、どうも人件費が入りゃそうじゃないとか、いろいろな、わかったようなわからないような話でございますので、この資料に基づいて、ある意味ね、この想定してる内容、ここに平成２５年度の予算見積もりというのがございますんで、わかるようにきちっと説明してください。

○商工課長　係長のほうから説明させます。お願いします。

○商業労政係長　それでは、私のほうから御説明させていただきます。表の見方でございますが、一番上の段がですね、大門駐車場、駅前駐車場を合わせた金額になっております。まず、一番上の収入、収益的収入のところでございますが、駐車場事業収益ということで、料金収入４，００５万２，０００円という収入を見込んでございます。この金額につきましては、駅前の料金の減額分を見込んだ金額でございます。雑収益ということでですね、先ほど来の自動販売機の手数料等々ですね、７２万５，０００円を見込みまして、収入合計４，０７７万７，０００円という試算でございます。

収益的支出ということで、経費的なところでございますが、総係費でございます。委託料ということで、管理、保守にかかわります先ほど来のシルバーとかアマノさんにですね、現在委託しておりますが、その部分で１，８２０万９，０００円ということでございます。あと備消耗品ということでですね、３４９万６，０００円でございますが、事務用品また駐車券等々の消耗品でございます。燃料費につきましては、暖房にかかわるところで１万５，０００円ということでございます。光熱水費につきましては、電気料金、上下水道料金ということで５７８万１，０００円を見込んでございます。通信運搬費ということで、電話料でございますが１９万６，０００円。修繕費ということで、先ほどちょっと３００万円ということでお答えしてしまったんですが、１９８万９，０００円ということで２００万円を一応見込んでございます。修繕費、リースということで、これにつきましては、現在リース切れに自動機のほうがですね、リース切れになっているということで、その分の再リースと言いますか、新たなリース代ということで４８０万円。また修繕費等ということで見込んでございます。あと損害保険料ということで、建物の共済だとか事故等ですね、あった場合の賠償責任ということで４４万８，０００円ということで見込んでございます。あと口座振替手数料１万３，０００円。人件費ということで、これにつきましては現在一般会計でみております人件費、事務量的には半分ということで３５８万円ということで見込んでございます。次の光熱水費につきましては、新たにですね、駅前広場の駐輪場等を含めた中でのですね、管理費の部分でございますが２８万９，０００円。また広場の部分の管理委託料ということで１０８万円。除雪の場合の委託料ということで７万１，０００円を見込みまして、３，９９４万７，０００円ということでございます。それと消費税分が出てくるということでございますので、これを含めまして４，０６１万４，０００円の支出ということで試算をしてございます。収入から支出を引きまして、利益としましては１６万３，０００円になろうということでの試算でございます。以上です。

○委員長　委員の皆さん、質問がありますか。

ちょっと私のほうから、済みません。修繕、リースが４８０万円ということで試算では出てるし、決算のほうでは２２９万３，０００円ということですが、この辺はなんかリース切れだとか修繕したとかってよくはっきりしませんが、もうちょっとしっかりこの内容について説明してください。

○商業労政係長　現在ですね、自動機の設置につきましては、駅前広場の駅のほうにですね、東口と西口、それから大門のほうで２台ということで、現在４台が設置されております。現在、すべてリースが切れておる状況で

ございまして、いろいろ読み取りの不具合だとか、そういった不具合等もかなり出てきておるような状況でございます。それで、すべて今リースが切れておるということで、東口につきましてはですね、新たに駅前広場の整備にあわせまして更新されるという形になっておりますので、残りの３台につきまして新たにリースをしていかなきゃいけないということでございます。このリース代、１台がですね、年間１６０万円かかるということで、５年間のリースになるわけなんですが、これを３台、駅の西口、あとウイングロードのほうで２台ありますので、合計３台ということで、１６０万円掛ける３台で４８０万円を見積もっておる状況でございます。

〇委員長　はい。ほかの委員さん、どうですか。

〇塩原政治委員　このあれ見させてもらうと、大門駐車場では単独では赤字ってことだね。そして、駅前広場駐車場で少しの黒字が出て、両方あわせると１６万３，０００円の利益になるということですか。てことは、大門駐車場だけでは成り立たないってことですね。

〇地域経済担当部長　大門駐車場の料金は、ちょっと本会議のとこでも触れさせてもらったんですが、平成２２年度料金見直しを行ってまいりました。と申し上げますのは、イトーヨーカドーが撤退した以降、えんぱーくということで、えんぱーくの公共性の、利用者のための駐車場にも工夫していかなければならないというテーマの中で、議会にもお認めいただいて料金の改定をしております。それが先ほど来からお話のある特別駐車料金でございます。したがって、塩原委員さんおっしゃいますとおり、大門の駐車場だけでみますとこれは赤字でありまして、以前のように駅前も含んで管理することによって黒字というのが現在の見込みでありますので。

〇塩原政治委員　もっとも、その前提としてこれを信用したとしたら。いいです、とりあえず。

〇委員長　じゃあ、私からちょっとあれですが、そうすると、この関連ですが、大門駐車場のほうへこの３５８万円は、人件費は計上をして、駅前広場駐車場のほうはつけてないということでよろしいでしょうか。

〇地域経済担当部長　３５８万円をどこへ計上するかっていうことで、これは大門駐車場のほうへ、ただ見込みの中で計上させていただきましたんで、これを一部、当然ながら、駅前の駐車場のほうもあわせて事務はとり行っていかなきゃいけないということであります。

〇塩原政治委員　まことに言いにくいことですけど、これ、業者がやったという想定の上でやってるわけですよね。はっきり言って、これ、市がやるとなると市の単価はかなり高くなるから、もう少し黒字は減るっていうことなんですか。

〇地域経済担当部長　市がやりますと、この中から大門駐車場の収入が減ってきます。と申しますのは、えんぱーくの使用料が今度一般会計に引き継がれた時に、一般会計の中では、市民交流センターの管理も駐車場の管理もみんな公の施設で一体でありますので、一般会計の中では収入が動かないことになります。そうすると、大門駐車場の使用料は７５０万円は減るということであります。これは、あくまでも現在の駐車場事業会計でとらえたその中で指定管理とした時にこうなるよっていうことで、以前全協で説明させていただいた数字のもとに試算させていただいたものであります。

〇委員長　ちょっと部長、くどいようで申しわけないが、この事業はそうすると、これの表で予想どおりに運営すると、月１６万３，０００円くらいの利益しか出ないっていうことですかね、計算上。

〇地域経済担当部長　現在の状況で見積もりますと、そういうことであります。したがって、先ほど来、副市長も言いました、議長さんからもお話ありましたが、これを指定管理にすることによって駅前の使用量を上げる、

これは今回の料金の見直しの中で提案させていただいたとおり、周辺の、議会の要望も受けまして、周辺のお店でも個店でも使えるようなシステムを構築させていただいております。したがって駅前の利用者をふやす、あるいはイベント等々によってふやす、大門の駐車場のほうに限って言えば、横のウイングロードビルと一体的な管理をもう少し工夫した中でふやしていく。あるいは、人件費これ、人件費も３５０万円程度でみておるんですが、実はもっと言いますと、我々事務のほうで駐車場会計は課長も書類の判こを押していますし、係長も係長で書類そろえていますし、担当者は担当者、したがってこれは半分くらいしかみていません。そういった部分でコスト削減も含めまして、民に委託されたところの委託を受けた者が努力すれば、収益は期待できるものと考えております。

○委員長　いや、それとね、決算は承認したんだけど、その３億１，０００万円がね、出資金って言ったりさ、貸付金って言ったり、何か巧妙に使い分けられてるような気がするが、どういうふうに理解したほうが正解ですか。

○副市長　私、この時担当してましてですね、駐車場会計をつくった張本人でございますんで、ちょっと説明をさせていただきますが、実はこの大門駐車場っていうのは、再開発の保留床を１０億円で買いました。ざっくり申し上げますが。１０億円で買った時にその原資をどうするかという話が出ましてですね、最初５億円の出資を、出資と言いますか、５億円一般会計から市で出してくださいと、あと５億円は起債で何とかしますからってこういう話で実は始まりました。その際に、最終的に言ったらですね、市は３億円しか出せませんという話で、あと７億円は起債で借りなさいよと、こういう話でございました。じゃあそれが、一番どこがどうやってやればですね、一番いい資金調達の仕方になるかっていうことを考えた時にですね、当時、今の総務省、当時自治省でですね、まちなかの駐車場をこういう形でつくった時には、公営企業の財務規則を適用して、公営企業で企業の財務規則で運営をするようになれば、出資債というのを認めるよと、こういう話になりまして、３億円は出資債を借りてですね、それを財源として、一般財源を使わないで出資債を借りて出資金にあてたと、こういうことでございます。その出資金、出資債の利息相当分については、どれだけ入ってるかわかりませんが、特別交付税でみますよということで、市が出資債を借りるもんですから、市に特別交付税で何千万円か多分入っていると思います。これは、どれだけ入ってるかはちょっとわかりませんけども、相当部分が入っています。したがって、私たちが財政当局にですね、そういう制度があるから３億円じゃなくて５億円にしてちょうだいよと、出資債を。というのは、７億円を起債で借りてくるとですね、利息が五点何パーセントつくわけです。出資債で借りるとですね、少なくともその利息のある一定部分は特別交付税で措置されますから、ゼロか、場合によったら２分の１くらいになっちゃう。こういうことで、ぜひ５億円やらしてくれないかと、こういう話をしましたが、いろんな事情からですね、それは認められないという話になりまして、残念ながら３億円出資債を仰いで市が出資金をしていただいた。残りの７億円については駐車場で返していきゃいいじゃないかと、こういう話だもんですから、当時、公営企業債をお借りしましてですね、収入をもって返済にあてたと、こういうことでございます。したがって、市が出資をするについて、出資債を借りて出したということですので、立場から見れば市は借金をしています。公営企業の立場、特別会計の立場から見れば、出資をしてもらってる、こういうことでございますんで、御理解をお願いをしたいと思います。

○委員長　当時としては、いずれにしても最良の方法っていうことで、いわゆる企業債、それから特別会計を立

ち上げて対応したということはよくわかりました。ほかに委員さんのほうで何かございますか。

○副委員長　そうすると、収益の上がる駅前広場のほうをもうちょっと上げていかないといけないと思いますので、収容バスの台数が１０台から６台に減るってことになりますので、もっとこう回転率上げたほうがいいと思うんですよね。先ほどの時で質問すりゃよかったんですけど、バスの駐車時間を例えば制限するとかね。今、時たま見てますと、結構とまって、バスの中で運転手も昼寝して来るの待ってる。２時間も３時間もとめられちゃうと、４台減った状況になりますので、例えば最大３時間くらいの駐車でやってくださいとか、そういうことは考えてますでしょうか。

○商工課長　６台の駐車場の関係でございます。ここでも委員会のほうで御指摘がございましたけども、現在実は、午後ですね、実はシルバー人材センターの職員がもうあそこにいないというような状況でございます。何でかと申しますと、バスの収入よりもですね、委託費が高くなってしまっているということで、そういった、実はこともございまして、不公平っていうようなこともございまして、そういったこともございます。今回ですね、そういったことのないように、また改善をしてくというようなことで考えております。したがいまして、そういった不公平のないバスの駐車料金の徴収と言いますか、そういったことに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○副委員長　台数は少ないと思うんですけど、結構、ちょっと私の見た感じでは、長時間とまってるバスいるなと思って見てました。その辺、制限つけちゃうと今度利用者減っちゃうかなってこともあるんですけども、やはり、稼ぎ頭の駅前、もっと収益上げていかなきゃいけないですので、その辺もちょっとまた一考お願いします。以上です。

○議長　この指定管理に、もしね、移行するとすると、いわゆる公募をして、プロポーザルなり何なりの方式で当然選定されると思うんだけど、その辺についてはもう決まっているわけですか。

○地域経済担当部長　今、募集要項を検討している、内部で検討しているとこであります。予定としましては、１０月１日から進めて、１０月中にプロポーザルをしていただいて、そして内部の選考審査会を経まして決定してまいりたいと考えております。

○議長　それとですね、この平成２４年度の決算見込みで、いわゆる現金で一般会計へ繰り越せる額ってのは、どのくらい見込んでるわけですか。

○地域経済担当部長　現在、平成２４年度予算からいたしまして３，０００万円を想定しておりますが、決算ベースで今３，９００万円ばかりありますので、おおむね４，０００万円ばかりかなということで、前回の全協の時にもそんな形で収支を見込まさせていただきました。

○議長　そうすると、このいわゆる一般会計へ繰り入れられる４，０００万円のうち、例えば修繕引当金というか修繕用の基金として、多少なりとも大規模改修に備えて積み立てていくというような考え方は持ってますか。

○地域経済担当部長　数字的に想定いたしましたのは、現金といたしまして４，０００万円、引当金として８００万円ということになりますが、それにつきましては、数字として今回引き継ぐ財産の中で相殺されるものでありますので、その部分については基金として横に、横にって言うか、基金として積み立てられるというものではございません。今後、一般会計で管理していくということになりますと、他の公の施設もそうでありますが、そのための基金というものを構築しておりませんものでありますので、駐車場会計についても、特に改めて基金と

いうものをつくっていくという考え方はしておりません。
〇議長　そうすると、修繕費については、何か大規模な場合はもう一般会計から出してくと、こういう考え方ですね。
〇副市長　ちょっと補足をさせていただきますが、今、議長さんおっしゃるとおりです。3月31日で特別会計閉めますので、特別会計として補正予算を組まない限りですね、基金で余っている資金をですね、余ってるって言やあおかしいですけども、一般会計へ繰り越すって言うか、繰り入れるべき資金を基金で造成することは不可能です。したがいまして、ここで造成しても会計閉じられちゃうわけですから、一般会計で新年度に必要があれば、修繕費を予算化をしてその都度議会でお認めいただく、こういうことになります。
〇議長　そうするとあれですね、3億円、ことし1，000万円出してるから、3億円の長期借り入れについては、その4，000万円は引かれて2億6，000万円で来るという計算でいいわけですね。そういう意味になるわけだね、数字上は、違う。
〇地域経済担当部長　3億円の借入金はございます。先ほど一番初めに資料を提供せていただきました2億円、税抜きで2億4，000万円ばかりでございますか、その差額というものが現金としてあります。その処理につきましては、一般会計へ引き継がれるということであります。それが現金として、先ほど言います、おおむね今の決算ベースでいきますと4，000万円くらいが見込まれるといったことであります。
〇副市長　決算書の14、15ページを、ちょっと貸借対照表をごらんいただきたいんですが、あくまでこれは平成24年の3月31日ですから、平成25年になるとですね、ちょっと変わってきますが、ここで概算でお確かめいただきたいと思います。まず、固定資産ですけども7億3，000万円ございます。それから、流動資産がこの時点で4，000万円、4，100万円ありますが、未収金入れてですから、まあ4，100万円ございます。そうすると、合計しましてですね、7億7，000万円くらいのいわゆる資産があります。このとおりですね、資産合計が7億7，000万円。それから、負債と資本の部でですね、相殺すべき出資金が3億1，000万円。これは市からの一般会計と言いますか、当初出資をしていただいたものですから、出資金で資本の部に残っていますので相殺すべきものです。それから貸付金がですね、約3億円ございます。2億7，800万円ですね、15ページの固定負債で2億7，800万円。それからですね、その資本の部のところにですね、他会計借入金のこれは資本繰入金ですから本来資本の部に属するわけですが、2億1，000万円ございますので、約3億円ございます。

〔「2，100万円」の声あり〕

〇副市長　2，100万円ですね、2，170万円ですから、さっきの2億7，800万円と足して1，000万円くらい今度やるとですね、大体3億ちょいと伸びるとこういうことだもんですから。決済すべき出資金と貸付金が6億1，300万円くらいですか。6億2，000万円と仮定してもですね、さっきの7億7，000万円から今の6億2，000万円を引きますと、会計上閉じられて、差額として余っちゃうと言やおかしいですけども、余る金が1億3，000万とか4，000万円くらいな、概算ですがそのくらいのお金になります。ただ、これは帳簿上やってる話なもんですから、じゃあ財産売っぱらっちゃったら、売っぱらって返せよって言われりゃ、本当にそれだけの7億円になるのって言われりゃですね、これはそこまでにはいかない。ただ、帳簿上、おかげさまで、今まで債務超過がないもんですから、一般会計から新たな資金を投じないでですね、この会計を閉

じることができると、こういうことでございます。先ほど申し上げた４，０００万円という現金については、この資産の中で、先ほど申し上げた流動資産の中で４，０００万円現金として残ってますんで、これは現金としてですね、一般会計のほうへ繰り入れることが、繰り入れるって言やおかしいですが、繰り入れることができる、こういうことであります。

○委員長　理屈は、足し算引き算はなからわかりました。数字上っきりだからな、現金って言ったって。ほかに、各委員のほうでありますか。よろしいですかね。

それじゃ、ないようでございますので、議案第２０号の塩尻市塩尻駅前広場条例の一部を改正する条例についてでありますが、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　ないので、採決を行います。議案第２０号塩尻市塩尻駅前広場条例の一部を改正する条例につきまして、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長　異議なしと認め、議案第２０号塩尻市塩尻駅前広場条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第２１号でございますが、これについての討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　ないので、議案第２１号塩尻市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長　異議なしと認め、議案第２１号塩尻市駐車場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

――――――――――――――――――――――――――――――――

議案第２２号　塩尻市駐車場事業会計条例を廃止する条例

○委員長　議案第２２号塩尻市駐車場事業会計条例を廃止する条例についてを議題とします。説明を求めます。

○商工課長　議案関係資料の４７ページをお願いをいたします。議案第２２号になります。塩尻市駐車場会計条例を廃止する条例でございます。提案理由でございます。企業債が終了、償還いたしまして、一般会計で管理することに伴いまして、塩尻市駐車場事業会計条例を廃止するものでございます。条例の施行につきましては、平成２５年４月１日からの施行ということで予定をしております。よろしくお願いします。

○委員長　質疑を行います。委員より御質問がありますか。

○中村努委員　これは確認なんですけれども、他会計借入金の、先ほど出資金については副市長から詳しくその性格について説明があったんですが、この他会計借入金について、どういった性格のものであるのかという、ちょっと説明お願いします。

○地域経済担当部長　まず、その借入金のもとは税でございます。一般会計のほうから税を、駐車場会計を運営するために補てんさせていただいたものであります。２つ目といたしまして、先ほど来、この施設の設置という部分で、財源でありました７億円の借り入れに対しての償還が、それぞれの事情の中でできてこなかったので、

それを補てんするといったものでございます。

〇**副市長**　補足の説明をさせていただきます。一般的に特別会計とですね、一般会計との間柄におきまして、貸付金というのはですね、本来なら存在しないと私は思っております、財務上ですね。存在する場合もありますが、一般的な場合はあんまり存在しないなというふうに思ってます。あるのは、例えば国保会計だとですね、繰入金という名目で一般会計からある一定の金額を特別会計へ繰り入れる、こういう措置は御承知のとおりございます。ただ、今回のこの駐車場会計につきましては、公営企業法の一部適用をしておりますので、公営企業会計で経理をしております。したがいまして、繰入金という方法もありますが、当時は、将来返ってくるであろうと、返ってきて、この会計がそのままずっと引き継がれてですね、イトーヨーカドーが、正直言ってイトーヨーカドーがあそこに存在していればですね、８，０００万円か９，０００万円くらいの収入があったわけです。先ほどの表を見ていただくとですね。そうしますと、当時つくったあれでいきますと、大体３０年くらいでですね、解消ができたはずだと。さっき私言いましたとおり、５億円出資がしてあればですね、もうちょっと早く、実は一般会計から借り入れをしないで、５億円の出資の中で一般会計借入金がなしで泳げたはずなんですが、残念ながら３億円と７億円とこういう話になってしまいましたんで、その差額の２億円とプラス利子分は一般会計から借り入れざるを得なかったと、こういうことが１つと、それから、イトーヨーカドーが撤退してしまいましたんで、極端に収入が少なくなりました。したがって、今回返済をするというシミュレーションが成り立たない。こういうことでございますんで、今、申し上げましたとおり、一般会計で、特別会計を閉じて一般会計で支弁をしていただくよか方法がないと、こういうことの判断をさせていただいたと、こういうことであります。

〇**中村努委員**　性格としては借入金、市から言うと貸付金っていう名前ですが、繰入金っていう性格のほうが強いんだというふうに思います。恐らくこの地場産センターのね、４，０００万円の運営補助金と全く同じ内容だというふうに理解をしました。企業債の返済に充てるというような意味でね。借入金という名前がついている以上、返す見込みであったというお話もあったんですが、やはりその辺はしっかり一回ですね、見込みが違って返せなくなったのでこうなったということは、けじめをつけて、きちんと私は言っといたほうがいいと思いますので、もう１回お願いします。

〇**副市長**　今、申し上げましたとおり、当初のこの会計をつくるときにはですね、そういう見込みをもって、収入をもって借入金の返済と支出を支弁をしていくという目的を持ってつくってまいりました。残念ながら、諸般の事情の中でですね、そういう目的が達せられず、非常に私ども、私自身もじくじたる思いでありますが、これから財務の悪化を招くよりも、ここで一般会計に移管をしてですね、適正な管理をしていくというのが正しい判断かなというふうに思いますので、そういう提案をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

〇**委員長**　ほかにありませんか。よろしいですか。いいですか。

　ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇**委員長**　ないので、採決を行います。議案第２２号塩尻市駐車場事業会計条例を廃止する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇**委員長**　異議なしと認め、議案第２２号塩尻市駐車場事業会計条例を廃止する条例については、全員一致をも

って可決すべきものと決しました。次に進みます。

―――――――――――――――――――――――――――――――――

議案第２３号　塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

〇委員長　議案第２３号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

〇建築住宅課長　それでは、４８ページ、お願いします。塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。１として提案理由でございます。施設運営の効率化及び入居者へのサービスの向上を図るため、「公営住宅法」に定められた管理代行制度を塩尻市市営住宅の管理等に導入することに伴い、必要な改正をするものであります。

２、概要でございます。市営住宅及び共同施設の管理を長野県住宅供給公社に代行させることに伴い、長野県住宅供給公社が行う業務を規定するものでございます。

３として新旧対照表は後ほど説明します。条例の施行日は、平成２５年4月１日から施行するものとする。これは、今、共同でやっております渋沢団地、多分、新市営君石団地というふうになろうかと思いますが、それが供用する平成２５年の４月１日から施行するということでございます。

４９ページの新旧対照表をお願いします。現行、改正案ございます。簡単に御説明しますが、６５条に１項を設けます。管理の特例、法第４７条第１項の規定、これは管理の特例ということでございますので、市営住宅９団地７８棟４０９戸と、これに伴う共同施設、水道とかいろいろございまして、の管理（家賃及び駐車場の使用料の決定並びに家賃、敷金その他金銭の請求、徴収及び減免に関することは除く。）当然、利用料金制でございませんのでこういうことになります。これは別でございます。（以下この条例において同じ）を市長にかわって行わせる場合には、長野県住宅供給公社に行わせるものとするということでございます。

２番のほうは、これはどのような管理ができるか、条例にこうこう書いてあるものでございますので、それをここに引っぱり出したものでございます。簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

〇委員長　質疑を行います。委員より御質問はありますか。

〇横沢英一委員　市営住宅の、やっぱり課題はですね、滞納整理だと思うんですよね。これの制度になった時に、滞納整理っていうのは向上するかどうか、そこら辺、今の考え方をお聞かせください。

〇建築住宅課長　当然、住宅供給公社は長野県の県営住宅すべて管理代行でやってます。そういうノウハウ持っております。そのノウハウの中で、管理人っていうのを指定しまして、巡回してやるとかそんなようなことで、非常に管理としてはしやすくなってきますし、滞納のほうもそういうノウハウを持っております。今度、じゃあ我々っていうか、市の職員はどうなるかということになりますと、やはりある程度、管理代行するもんですから、あっちへ呼ばれたりこっちへ呼ばれたりっていうことはなくなってきますので、私どもっていうか、住宅係があったといたしましたら、要は長期滞納者ですかね、そういうちっとも原資が減らない、家賃払ってくれないって方はいないんですが、ずっとたまっちゃってどうにもならないというような人に対して、３月に債権管理条例つくりましたので、そういう債権管理条例に基づいて支払督促をやる。支払督促で払えない場合には、これは調停っていうか裁判みたいな形になって、差し押さえを当然市営住宅もやっていくと。そうすると相手が訴えると裁判、裁判になったらまた議会の議決が必要になりますので、お手数はかかるかと思いますが、我々のやること、住宅供給公社が市営住宅にやってくことということで分かれております。また、住宅供給公社ってのは、松本の

センターは松本にあるんですが、松本市はすべて県営住宅も市営住宅も松本の合同庁舎の横でやっているわけなんですが、塩尻市が合同庁舎まで行くってわけにはいきませんので、我々としては市役所の中へ入ってて、市の職員と横に住公の職員がいて、やい、これやい、じゃ、これお願いします、はい、こうすぐ滞納状況、それからいろんな状況がわかるようなツーカーでやっていけば、よりよい市営住宅の管理ができると考えております。

○横沢英一委員　今の説明でいきますと、そうすると長期滞納者とかですね、大きな金額を滞納されているっていうのは、市が行うってこともあり得るってことですか。

○建築住宅課長　当然、市がやっていきます。これは、最後にどうにもならないとかね、そうなった場合は当然支払督促を出して、法的根拠に基づいて処理をしていくということになりますので、当然、市がやっていくと。通常の、ずくがなくて払えないとか金もあるのに払ってくれないとか、そういうような人は、これは住公のほうで専門の方が個々に回って、県住を言えばですね、そういうことで管理しております。

○横沢英一委員　よくわかりましたけれども、ただですね、やっぱり一番ちょっと懸念されるのは、専門職にやってもらうわけですから、専門職にやってもらうところは市が手を出さないようにして、お互いにですね、ちゃんと仕事を分けてやらないと同じようなことを両方でやってたじゃ何もなりませんので、そこら辺は今回のこの趣旨にですね、沿って、効果があるような仕事の分担をしっかり明確にしてですね、やるということを確約していただきたいと思いますが、そんなことで。

○建築住宅課長　これは、ほかの議員さんからもしっかり言われていることでございますので、肝に銘じてやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長　ちょっと初歩的な質問で申しわけないけど、この管理代行制度というのは、いわゆる家賃を、県の住宅供給公社のほうへ家賃が入って、そのお金で職員が来てやるのか、それとも家賃は市へ入って、県住宅供給公社に対しては市がまたその管理代行のお金を別に払うのか。その辺の基本的なことをちょっと教えてくれる。

○建築住宅課長　済みません、利用料金制じゃないもんですから、家賃はそっくり塩尻市、ぽんと入ります。私どものほうは委託料で払いますので、委託料で人件費、それから修理費とかそういうもの、すべて委託料で、向こうから精算書が来て、こんだけかかりましたで塩尻市さん払ってください、一括して委託料で払っていく。その方法はまだいろいろあるんですけど、最後の精算でやるとか、一括で払っといて精算でやるとか、住宅供給公社はお金持ってますので、自分で払っといて後から請求っていうのは、それが普通だそうです、県の場合も、はい。

○議長　それでその委託料の決め方というのも決まってるわけでしょ、基本的にあるわけだよね。この場合は幾らになるのかっていうのも。

○委員長　具体的に、課長、お願いします。

○建築住宅課長　大体ですね、１，４００万円くらい。

○議長　それで、家賃はどのくらいになります。この、１００％入ったとして。今度新しい君石団地っていうかね、管理代行で任せるところの家賃収入っていうのは幾らになるわけですか、概算でいいですけど。

○建築住宅課長　担当係長のほうから申し上げます。

○住宅係長　済みません、それではお答えをさせていただきます。公営住宅の家賃につきましては、前年の所得によって決定をさせていただいております。したがいまして、その年のまだ基準日が来ておりませんので、どの

くらい入るかということについてはわかりませんが、平成２３年度の決算が済んでおりますので、おおよそでございますが。

〇議長　概算でいいよ。

〇住宅係長　いいですか、済みません、申しわけございません。

〇議長　いい、後でいいわ、後でいい。

〇住宅係長　申しわけございません、今、ちょっと手元のがバラバラしておりまして、申しわけございませんが、ちょっとお時間いただけますか、済みません。

〔「決算書の２５ページにあります」の声あり〕

〇委員長　ほかにございますか。

〇中原輝明委員　ちょっと今の、その数字に関連してだが、だれかこの議会の時に、それで人件費が削減できるかできないか、課だか係はいらなくなっちゃうって。それでそのすべての、何、委託した業者の中の、選別した場合に、職員の人事だが、人間の数は減るのか、ふえるのか。そこらのとこが一番問題のとこ。それだで、小松君じゃなくこれ全体だよ。

〇副市長　今、組織の見直しを検討中でございますんで、確定的なことは申し上げられませんけども、基本的には、今の市営住宅関係を取り扱っている人員は、激減とは言いませんが、減ります。減らします。

〇中原輝明委員　今、おれの言ってるのはそうじゃなくて、今までこの指定管理者に指定する業者が決定した場合に、職員の人事が減るのか、ふえるのか、人数が。これは減って当然だと思うだよ。じゃ、それはどんな予測を立ててんの。ふえるようじゃこんなもの見直ししないほうがいいよ。

〇副市長　少なくともですね、いいだかい、おれが答えても。いいだな、人事のことだでな。いや、人事の絡みのことだもんですから私のほうで申し上げますが、市営住宅の管理のほとんどの部分がですね、ほとんどの部分が、今のように県の住宅供給公社へ管理委託をするわけでございますので、いらないわけですね、事務をする人は。基本的にいりませんから、今の係はいらないと、こういうことであります。特殊な場合、今申し上げましたとおり、訴訟を起こしてですね、長期に滞納している家賃をですね、取ると、こういうことになればまた話は別ですが、一般的には、ほとんどの部分がいらないということになりますから、人員は減ります。

〇中原輝明委員　今、おれの言ってるのはそうじゃなくて、そのほかの指定管理者制度でした、その事務が、幾つもその指定管理者っていうか、あるんだけども、そのすべてだ。そんな、今の言ってる個人のことじゃないんだよ、全体の話をしなきゃ。そんなちっぽけな話なんか、聞いちゃいない。

〇副市長　指定管理者に出したり、委託に出したりすれば、当然外部に出せばですね、金は出てくわけですよね。

〇中原輝明委員　いや、それはわかってる。

〇副市長　金は出てきますから、その分の仕事は減りますから、当然人員は減ります。ただ、市役所全体から見るとふえてる事務もありますんで、いろんな、例えば福祉ですとかね。

〇中原輝明委員　そりゃまあ、返事はすぐできないで。

〇副市長　ですから、そういう意味ではですね、市役所全体から見ると、どうこうは言いませんけども、少なくとも条例で定めた定数の範囲内ではですね、定数の範囲内から今四十数人下回っていますから、その部分のことはきちんと維持したいと、こういうことでありますんで、できるだけ少数精鋭でやっていきたい。こういうこと

であります。だから、指定管理にしたり管理委託にすれば、その分の事務はなくなりますので、その分の人員は当然減ります。

○中原輝明委員　おれの言いたいのは、減りますじゃなくて、やっぱり職員はどのくらいに対して、今１０人使っているものなら５人になると、ね。例えばさ、そうじゃん。そしたら副市長さ、今、言うのは違う、仕事もふえてるで、同じようなもの、それ以上ふえるかっていうようなふうにも耳に聞こえるわけ、逆に言うと。だで、その辺をしっかりと指定管理者にしたら、その分だけちゃんと職員は減るなら減らして、しっかりした、なおかつ事務はやってほしいだ。それをやらせることが副市長の立場であり市長の立場だよ。それで、よく働かせなきゃいけないし、よくかわいがらなきゃいけない、職員を。

○副市長　今、私ども５４１名でございます。定数が五百九十何名だったかな、ちょっと忘れましたけども。その中でやっておりますので、５４１名でやっております。したがいまして、このところはですね、多少のあれはありますけども、少なくともその定数じゃないですけども、その範囲でですね、やらしていただくということは大前提でございます。したがいまして、今回そういう委託をしたり指定管理をしたりですね、そういうことで事務を減らしていくと、こういうことでありますんでよろしくお願いします。

○委員長　簡単に言うと、市営住宅係長１人残して、あとの係はどっかの部署へつくという、そういうことでしょうかね。中原委員、そのようでございます。ほかに、ございますか。

○中村努委員　職員の事務量とかの変化についてなんですが、市営住宅入居者の保証人の整理状況はどのようになってますか。

○建築住宅課長　ちょっともう１回、整理。

○中村努委員　保証人がきちんと現存してて、本人も保証人だっていう認識があるかということをきちんとやるということでしたよね、前は。その進捗状況どうですか。

○建築住宅課長　それにつきましては、当然、入居のを、毎年毎年出しておりますので、それでチェックして保証人がいるかどうか、そういうことでやっております。ただし今回、また君石の団地が新しくなった時にですね、市内に保証人がいないという人は確かにいます。そういう方はちょっと県営へ行ってもらうとか、そういう形をとらなきゃいけなくなる場合も出てきます。厳しくやっていきますと、はい。

○中村努委員　そうすると現在は、全員市内に居住している保証人が、全入居者いるってことでいいですね。

○建築住宅課長　個々にですね、生きてるか死んでるかってことを調べなければ、はっきり言えませんけど、います。そういうことで、私のほうは解釈して入居をさせております。

○中村努委員　入居の契約の時に、保証人なり何なり、そういう事情が変わった時には、市のほうに言わなきゃいけないことになってますよね。それがきちんと行われているか行われてないか、常に掌握している必要もあると思うんですけれども、そういった業務は、この公社はそこまで請け負いはしないわけですよね。

○建築住宅課長　済みません、担当係長から説明します。

○住宅係長　お答えいたします。現在、入っておられる方につきましては、先般もお答えをしておると思うんですが、調べつつ御本人にお願いをし、改善をしていただくというお願いをしております。つい先ごろにおきましても、私はだれだれの保証人をおりたいので協力してほかの保証人を探すことをやりますということでやっていただいているようなこともありますので、徐々に進んではおりますが、本来、入居者がやっていただくべきこと

でございますので、ちょっと継続でございます。継続しているところでございます。

○委員長　じゃあ、補足を建設事業部長、わかりやすく。

○建設事業部長　この管理代行につきましては、本会議でも、また、皆様委員からもいろいろ御心配賜りましてまことに感謝申し上げます。今、中村委員の御答弁でございますが、入居者の申込受付、審査等につきましては、管理代行制度のほうでやらせていただきます。そういうことでよろしいですか。

○中村努委員　入居時はそうですが、その途中でお亡くなりになったり引っ越されたりといういろんな変化があるんですが、それは公社のほうへ入居者が申告というか、そういうふうにしなきゃいけないということになるわけですか。

○建設事業部長　おっしゃるとおりでございます。私ども、ある程度の決定権はありますけど、そういうことは公社がやらせていただきますので。

○中村努委員　了解です。

○委員長　ほかにありませんか。ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　ないので、採決を行います。議案第２３号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長　異議なしと認め、議案第２３号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

――――――――――――――――――――――――――――

議案第２４号　塩尻市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例

○委員長　議案第２４号塩尻市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例を議題とします。説明を求めます。

○建築住宅課長　それでは、議案第２４号塩尻市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例を。提案理由です。施設運営の効率化及び入居者へのサービスの向上を図るため、民間業者等の能力を活用する指定管理者制度を塩尻市特定公共賃貸住宅等の管理等に導入することに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要については、次の条例の住宅及び共同施設を市長が指定する指定管理者に管理させることができるものとし、指定管理者が行う業務を規定するものでございます。等の中には、１として塩尻市特定公共賃貸住宅条例。これにつきましては、楢川のＡ、Ｂ、平沢、奈良井１２棟２４戸。それから塩尻市楢川地区定住促進住宅条例、これは宮下、奈良井、中町と、３棟１８戸。それから塩尻市雇用促進住宅条例、これは、雇用促進住宅でございまして２棟８０戸。塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例、２棟１２戸。合わせて８団地１３４戸でございます。

同じく、この条例の施行日は平成２５年の４月１日から施行する。

次にいろいろ書いてございますが、個々に指定に関する管理、５２ページでございますが、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理は、塩尻市公の施設の指定管理の指定の手続等に関する条例（平成１５年塩尻市条例第３４条）第３条第１項のいずれにも該当し、かつ、特定公共賃貸住宅及び共同施設の運営のために必要な能力、技術及び実績を有する指定管理者にこれを行わせることができるということを、もろもろ書いてあります。

その次のページにつきましては、定住促進住宅のことを書いております、５４ページ。その次のほうには、雇用促進住宅のことを書いてあります。５８ページ、これについては、北小野の若者定住促進住宅のものを書いております。これにつきましては、議員全員協議会の時にも御報告いたしましたとおり、当然募集します。プロポーザル、委託先、それから選定、これはガイドラインに沿ってやりまして、１２月議会に指定管理者の指定を行っていきたいと考えているものでございます。以上でございます。

○委員長　質疑を行います。委員より御質問がありますか。

○中村努委員　こういった住宅を指定管理にしているような自治体があるのかどうか。あったらどんなところが、その指定管理者になっているのか、お願いします。

○建築住宅課長　長野県には、民間はありません。山梨県、新潟県、ここは民間が入っております。清掃会社とか、そういう感じのところが入ってる。

○副市長　指定管理のこういう住宅を、市営住宅以外のものを指定管理でやってるのは、どこがやってるの。

○建築住宅課長　済みません、申しわけございません。佐久市があります。佐久市です。

○副市長　指定管理者はだれがやっているの。

○建築住宅課長　長野県住宅供給公社が、佐久市では始めると聞いております。

○中村努委員　佐久市は、県の住宅供給公社が公募で手を挙げてそれをやってるってことですか。

○建築住宅課長　はい、その段取りで、そうです。

○中村努委員　わかりました。

○委員長　ほかにございませんか。よろしいですか。

ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　ないので、採決を行います。議案第２４号塩尻市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長　異議なしと認め、議案第２４号塩尻市特定公共賃貸住宅条例等の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

――――――――――――――――――――――――――――――――

議案第２６号　市道路線の認定について

○委員長　議案第２６号市道路線の認定についてを議題とします。説明を求めます。

○都市づくり課長　議案関係資料の６２ページをお願いいたします。議案第２６号市道路線の認定についてでございます。提案理由、市道路線の認定について道路法第８条第２項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

概要でございます。次のとおり新たに１路線を認定するものです。この路線につきましては開発事業に伴うものでございます。路線番号３５２７、路線名、工業会館南線、起点・終点はそちらに書いてあるとおりでございます。全長は約９１メートル、幅員は6メートルでございます。参考といたしまして、認定に伴う路線数と延長距離は、下の表のとおりでございます。右の別図をごらんいただきたいと思います。認定する路線の位置を示し

たものでございます。そちらの位置図にあります、真ん中どこら辺に丸から矢印で示したものが、今回市道の認定をお願いするものでございますが、大門七区の交差点、国道１９号、大門七区交差点と、いわゆるその交差点の西になります。通常で言いますと、高原通りと、それからＪＲ篠ノ井線の間の道になります。市道野村大門線に起点・終点がかかわるものでございます。私のほうは以上でございます。よろしくお願いします。

〇委員長　質疑を行います。委員より御質問はありますか。

〇中原輝明委員　これ、今、見りゃこれはこれでいいけれども、この両サイドは市道認定されてるの。

〇都市づくり課長　はい、今のお話で言いますと、その３５２７という路線ございますけども、その左、それから白丸の部分の左の路線、それから矢印のちょうど先の左の路線、これは市道認定されております。右の、いわゆるそのＬ＝９１というふうなところがございますけども、この部分についても市道認定がされております。

〇中原輝明委員　それじゃ、この部分だけ今まで市道認定、抜けてたの。もっと早く。新しくできたの、これ。

〇都市づくり課長　お答えをさせていただきます。この部分につきましては、開発事業によりまして、パナホームで１０区画の宅地開発をした部分でございます。

〇中原輝明委員　わかりました、はい。

〇横沢英一委員　ここのですね、路線の中の左側にこの幹線道路ありますよね。これは、非常に道路広くなってましたけれども、寄附でやったのか、買収でやったのか、そこら辺を教えてもらえませんか。

〇都市づくり課長　今のお話の部分は、今回市道認定をお願いする部分のところが広くなっているというお話だと思いますが、この開発に伴いまして、従来4メートル弱くらいの道路でしたけども、この開発の時にですね、うちのほうの担当者がお話をさせていただきまして、寄附ということで、約5メートルから6メートルぐらいに広げるような形でお願いして広がっているものでございます。

〇横沢英一委員　私もですね、これ、道路の地図で見たら大分狭かったもんで、文句を言おうと思って現地見たら非常に広くなってたもんで、ああ、よかったなと思って。というのはこれは、この機会しかないもんですからね。ここでやってもらわなきゃどうしようもないということで。非常によかったと思いますので評価をしたいと思います。ぜひこれからもお願いします。そういう目線で。

〇委員長　ほかにありませんか。よろしいですか。ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇委員長　ないので、採決を行います。議案第２６号市道路線の認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇委員長　異議なしと認め、議案第２６号市道路線の認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

　この際申し上げます。午後3時まで休憩をとります。

午後２時４６分　休憩

――――――――――

午後３時００分　再開

〇委員長　休憩を解いて再開をいたします。

〇中心市街地活性化推進室長　大変遅くなりましたけども、空き店舗調査の一覧表を提出したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
〇委員長　はい、それじゃ、早速配ってください。
〇中心市街地活性化推進室長　大変申しわけございません、お手元のほうに、空き店舗の一覧表ということでお示しをさせていただきました。大変差し控えたい部分がありましてですね、その部分は消去させていただく中で、出させてもらいました。下のほうに数字書いてありますけども、中心市街地市内の空き店舗数、調査の結果６５軒あります。そのうち商業エリア内で活用可能と思われる空き店舗、空き地、空き家も含んだ形で２５軒あるということで、その２５軒分について、そこに一覧表として上げさせていただきました。所在地、構造、床面積、建築年等ですね、建物の写真等も含めて調査結果、させていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。
〇委員長　よろしいですかね。じゃ、取り扱いに注意をして、そんなことでよろしくお願いをいたします。

――――――――――――――――――――――――――――――――――

議案第２７号　平成２４年度塩尻市一般会計補正予算（第４号）中　歳出６款農林水産業費、７款商工費、８款土木費

〇委員長　それでは、議案第２７号平成２４年度塩尻市一般会計補正予算（第４号）中、歳出６款農林水産業費、７款商工費、８款土木費を一括議題といたします。説明を求めます。
〇農林課長　それでは、議案第２７号平成２４年度塩尻市一般会計補正予算について御説明申し上げます。お手元の別冊の資料でございます。議案第２７号の補正予算の第４号というのをごらんいただければと思います。２２、２３ページ、６款の農林水産業費１項農業費から２目農業総務費からお願いをしたいと思います。最初に１３節委託料の３３４万２，０００円の補正でございますけども、これは、登記書類作成委託料ということでございまして、当初、国土調査の誤り訂正にかかわるところの登記書類を作成するものでございまして、当初２件５０万円の予算を組んでございましたけども、ここへ来まして、今まで調整してきたもの、また、本年度新たに受け付けをしたものが出てまいりまして、ここで補正をさせていただいてお願いしたいというものです。合計で全部で９件の登記書類を作成することになりますので、よろしくお願いいたします。
　続きまして、3目農業振興費の１９節の負担金補助及び交付金の１５０万円の補正でございます。これにつきましては、農業経営体育成支援事業に新たに青年就農給付金を設定いたしまして、１５０万円の補正をお願いするものでございます。この青年就農給付金につきましては、人・農地プランの制度、本年度４月からスタートしてございますが、その制度によるものでございまして、人・農地プランにつきましては、本会議の中で古畑議員に答弁させていただいてございますので、簡単に申し上げますと、新規就農者、現在１万人ほどが毎年就農しているということなんでございますが、国においてはこれを２万人にふやしていきたいというようなこと、また、農地集積ということで、平地で２０から３０ヘクタール、中山間地でも１０ヘクタールというようなことで集積をしながら大規模化を進めていくというようなこと、この辺が主題、ねらいでありますけども、この辺を総合的に支援をしていくというのが、人・農地プランでございます。なお、この人・農地プランを各市町村が責任を持って作成を今年度中にするということから始めていきなさいというようなことになってございます。しかしながら、この予算が４月からスタートしているということでございまして、青年就農給付金も今年度から予算化され

ていくということでございますので、早速この青年就農給付金が受けられる形を整備をしてまいりました。これは、青年就農給付金は、４５歳未満で新たに就農をする方に、最長で１５０万円を７年間支給をしていくというようなものでございます。この就農給付金を受けられるには、人・農地プランを作成をしなくてはならないというふうになっております。そうは言いましても、この４月からスタートして、わずかの間で人・農地プランを作成するというのは非常に厳しい状況なんでございますが、そのような中で、私どもといたしまして、この人・農地プランの作成のために、本市では農業再生協議会を主体といたしまして、ＪＡ等との連携を図りながら作成に努めてまいりました。まず、この人・農地プランの人の部分をまずつくり、そして後半では、本年度の後半に農地の部分をつくるというような形で進めてまいりました。この人・農地プランに基づきまして、青年就農給付金を支給するような形を進めてきたわけでございますけども、この就農給付金を受けるにつきまして、対象となる人を募集をさせていただきました。市のホームページまた広報、それからこの７月には各地区で懇談会を開催をさせていただきまして、対象となる人はいるかどうかというようなことも確認をさせていただき、さらにはＪＡを通じてＰＲをさせていただいてございます。この結果、１０名が、問い合わせがあったわけでございますけども、国の要項に沿って検討した結果、本日お願いを申し上げました１名の該当というようなことで、ここで補正を組ませていただいて、１名分の青年就農給付金を受けられるような形をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、２４、２５ページをお願いしたいと思います。６目農地費の補正、減渇水対策施設維持管理事業の１，０１７万4，０００円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、電力使用料ということでございまして、塩尻東地区から減渇水地域が行われております北小野地域のポンプでございますが、本年、少雨傾向でございまして水不足が続いたというようなことでございまして、ポンプの稼働時間が非常に拡大をしたということで、電気代を追加をしてお願いしたいというものでございます。それから続きまして、営繕修繕料につきましては、東山ため池が、越川工業の上に東山ため池２号というのがございますけども、このため池にポンプを、中央道横に河川からくみ上げて水を送水をしているわけでございますけども、そこが砕石等がですね、砂とか泥なんかがたまって、能力が非常に低下をしているもんですから、その辺についてここで能力を確保するために補修をいたしまして、必要水量を確保してまいりたいというふうに思っております。ここの、時期的には次年度、４月以降このため池の貯水量を確保したいもんですから、ここで補正をお願いするものでございます。

それから続きまして、施設整備工事７３２万9，０００円をお願いするものでございます。これにつきましては、東山霊園の下、西側にあります施設でございますけども、これは、青木沢２号ため池というのがございます。その横に東山揚水機場という施設がございます。これは地下、塩嶺トンネルの減渇水施設で昭和５８年から稼働をしているものでございますが、地下２５０メートルから水中ポンプで水をくみ上げているものでございます。この水中ポンプが、いわゆる水がたまったらフロートセンサーが動きまして、スイッチが入って水を吸い上げるというしくみになってございましたけども、本年の少雨傾向等もありましたし、また水がたまらない状態の中でポンプが回ってしまったということがありました。そのようなことでポンプが破損をしてしまったもんですから、ここでそのポンプの更新をさせていただきたいというものでございます。以上でございます。

〇商工課長　その下の７款商工費１項商工費２目商工振興費でございます。今回、補正増額２３８万1，０００円でございまして、財源につきましては県とございますが、緊急雇用創出事業の財源２１８万3，０００円を充

当させていただきまして、今回、補正増額をさせていただくものでございます。

　一番上の地域産業振興推進事業のうち、もの創り基盤技術形成事業委託料１６１万９，０００円でございます。この委託料の目的でございますが、海外展開の支援でございます。新興国の経済の発展、また経済のグローバル化の進展などによりまして、今後も海外需要拡大に対応した海外生産の拡大は避けられないと、そういう状況でございます。そうした中で国内企業の海外進出が徐々に進行している状況でございまして、２回実施しましたアンケート調査におきましても、市内企業からのニーズが寄せられたというものでございます。本年3月に策定いたしました工業振興プランにもグローバル化の推進が明記されておりまして、市が振興公社と連携しまして、市内企業の海外展開に向けた支援策を行うものでございます。主な内容でございますが、今後、海外展開を新たな事業展開として検討するための有益な情報提供、意識の啓発を図るために、現在ネットワークがあり、市内企業のニーズもある事業実施展開の確率の高いベトナムを第一候補として実施する予定でございまして、１つといたしまして、事前の現地、海外への視察、それからビジネスマッチング、主に立地ですとか取り引きの関係になりますが、そういった可能性の調査、それから海外展開へのセミナーの開催、調査結果の提供、企業勉強会というようなものを行う予定でございます。予算の経費の内訳でございますが、謝礼といたしまして３４万円、それから旅費としまして７４万５，０００円、あと事業費といたしまして５３万４，０００円ということで予定をさせていただいてございます。先ほど申し上げましたように、緊急雇用創出事業の補助金１０分の１０を充当するものでございます。

　その下の工業団地維持管理事業でございますが、不動産鑑定委託料１９万８，０００円の補正増額をさせていただくものでございます。この案件ですが、角前工業団地内にあります資産を有効活用するための資料といたしまして、不動産鑑定をお願いするものでございます。現在、角前工業団地内にございます企業から、隣接地、工業用地の取得について申し入れがございまして、その調査資料といたしまして不動産鑑定をお願いするものでございます。

　その下の企業立地推進事業でございますが、臨時職員賃金５６万４，０００円の増額補正をさせていただくものでございます。片丘地区の土地利用促進エリアの進捗状況にあわせまして、開発許認可にかかわります企業への資料提供等、事務事業を効率的に進めるために１人の臨時職員の雇用をするものでございます。また、本年度行っております旧人材育成エリアの新産業団地の測量調査等にかかわりますデータ処理、それから資料整理などを行うものでございまして、この財源につきましても緊急雇用創出事業の県補助金１０分の１０を充当させていただくものでございます。以上でございます。

○都市づくり課長　続きまして、８款土木費１項土木管理費２目交通安全対策費でございます。一般財源を７５万円減額でございまして、県の出資金ですが７５万円ということで、これにつきましては、市道等のですね、子供たちの交通安全のためにグリーンベルトの設置事業をしておりますけども、これが、県の地域発元気づくり支援金の事業認可をいただきましたので、その分に伴います補正でございます。

○建設課長　その下の３目道路新設改良費をお願いします。１３節委託料ということで測量設計委託料４５０万円でございます。これにつきましては、楢川地区の奈良井宿沿いのＪＲ中央西線の歩行者が慣習的に横断している作馬道４カ所を閉鎖し、１カ所歩行者用を新設するために、まずは１カ所、踏切を廃止しなければなりません。そのため、地元の総意により楢川中学校近くの橋戸踏切を廃止し、その代替道路を計画するものでございます。

その場所が急峻であり、トンネル状でございますので、今回、概略設計費を盛らせていただきました。

その下、１９節負担金補助金及び交付金でございますが、内容につきましては、県単道路事業負担金ということで８５万円の補正でございます。県道床尾大門線、都市計画道路大門中山道線でございますが、大門二番町のガード部分のルート案などの調査設計測量の市の負担分でございます。以上です。

○建築住宅課長　それでは、その次の２６、２７ページお願いします。都市計画費、建築指導費の関係でございます。１３節委託料２７３万円でございます。建築確認等事務諸経費、台帳データ入力業務委託、これは先ほどの商工と同じように県の緊急雇用創出事業が得られました。これ、１０分の１０、１００%の補助でございますので、私どもの課で運用している今までのＧＩＳの中にこのデータを入力するものでございます。今までの都市計画法の２９条、４３条、６０条、５３条等ございますが、全県で7，１５８件のペーパーになってるものを電子入力するものでございますので、よろしくお願いします。

○委員長　以上ですね。それでは、質疑を行います。委員より御質問はありますか。

１つ、それじゃ、私のほうで、済みません。２５ページの渇水の対策でね、ポンプが故障ということですが、これは、通常低水位とか、あるいはいっぱいになった場合に、電極棒で低水位になった場合にはとまるようになっているのか、それともフロート式でこういうふうなのかね。普通は、雷かね、これ原因は、過電流が流れないようにサーマルリレーが飛ぶようになっているんですが、結構これ全部だめになったっていうことですが、その辺の詳しい状況はどうでしょうか、お伺いします。

○農林課長　担当の係長から申し上げます。

○農村整備係長　お答えいたします。おっしゃるとおり、低水位で空転防止のために電極が井戸の約２００メートル付近に設置されております。そのセンサーを通常ならば感知しましてポンプが停止しなければいけないんですが、そのセンサーから出た信号が操作盤に入っている変換器、その変換器が故障していたため空運転防止の停止の措置ができなくて、空運転をしてポンプを焼いてしまったというようなことで見ております。それで、そのセンサーを変換する機器につきましては、故障になった場合、故障表示を表の盤に出さないようなタイプになっておりましたので、今回あわせまして、その故障表示が出て、盤の内部を点検せずにも壊れてれば表示が出るというような改造にしたいと思っております。あと、故障の原因はちょっとまだ特定ができておりません。おっしゃるとおり、計測機器につきましては雷被害にちょっと弱いもんですから、そんな対策も今後ちょっと考えていかなきゃならないのかなっていうのは、個人の意見でございます。以上です。

○委員長　はい、わかりました。ほかに。

○横沢英一委員　関連でお願いいたします。今ですね、お話を聞いておりましたら、既にこの工事はやってるような気がするんですが、そこら辺はどうでしょうか。確かに緊急時なもんですから私もわかります。早く対応しなきゃいけないっていうのは分かるんですが、そういうことになればですね。まず、その返事をお聞かせください。

○委員長　答弁を求めます。

○農林課長　この工事につきましては、実はですね、故障につきましては6月２３日に発生をしておりますが、そうは言いましても、あの減渇水の地域だもんですから早めな対応ということで、私ども実は消防ポンプ等を駆使しまして何とかため池に水を溜めるような形で実施して、地域には水が何とか行くような形で設置をさせてい

ただいてきております。しかしながら、放っておけないというようなこともありましたし、早く回復をしなくてはならないということでございまして、既存の予算で何とか対応をさせていただいて、ここで工事発注をして早めに補修をしておこうというような形で進めさせていただいております。本日も、お認めいただいてですね、大変申しわけございませんけども、既存の予算の部分について補充をしてまいりたいというふうに思っております。

○横沢英一委員　私も実は予算書も見たりしたんですが、この減渇水の中にはですね、今、課長のおっしゃられたような予算はないと思います。それと、確かに緊急時ですから、そりゃ当然、そんなくらいなことをやらなきゃいけないってことは十分承知です。ただですね、こういうことが６月の下旬に起こってるなら、少なくとも経済建設委員会の協議会を開いていただくとかですね、全協に、何回もあったわけですから、そういう時に少なくとも報告があってしかるべきだと思います。そこら辺は、どういうふうに考えておりますか。

○農林課長　委員さんのおっしゃるとおりでございまして、本年はですね、非常に梅雨時期から降雨量が少なかったというようなことでございまして、水につきましては非常に苦慮をした年でございました。そのような中でポンプが破損というようなことでございまして、おっしゃるとおり報告をさせていただいて、そのような対応をさせていただくのが本来の筋でございますけども、今回、補正とあわせて御報告をさせていただくような形になってしまって大変申しわけございませんが、対応させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○横沢英一委員　はい、わかりました。それじゃ、やめます。

○委員長　じゃ、そのくらいでよろしいですか。

○横沢英一委員　ちょっと、部長さん、答えてくれないかい。ちょっと今のことはね、議会を、最近よく言われてるんですが、軽視をされてりゃしないかって、おれんとこ、みんな感じてるだよね。これはせ、絶対いけないってことを言ってるわけじゃなくて、そういう手続きをちょっと踏んどいてもらえば、お互いに気分よくですね、もうそりゃ、おっしゃるとおりだって言うと思うんですよね。だけれども、やっぱりそれが欠けてると思うもんで、それを言ってるだけですので。

○副市長　まことに申しわけございません。本来ならですね、御報告をした後、しかるべき対応をするというのが筋合いでございました。緊急時に免じてお許しをいただきたいと存じます。まことに申しわけございませんでした。

○委員長　よろしいですかね。ほかに。

○副委員長　その下段になります。商工費のところで、地域産業振興推進事業ということでベトナムのほうに海外視察へ行かれるということですが、その７４万円から推察しまして、どのような人が何泊、何日で行かれるか、ちょっと教えてください。

○商工課長　ベトナムのですね、旅費の関係かと思われます。まず謝礼の３４万円ということで、先ほど御説明させていただきましたけども、現地での視察のコーディネーター、５日間になりますが、その金額が１８万円ということでございます。あと旅費につきましては、振興公社、ＳＩＰにおりますコーディネーターとＳＩＰの職員２名分の旅費が３５万８，０００円となっております。あと現地での通訳、そういったようなこともですね、費用として盛り込まさせていただいてございます。以上でございます。

○副委員長　そうすると、通訳は結構いい通訳使いますね、残りの３０万円。

○商工課長　失礼しました。あとですね、当然それは現地のコーディネーターと通訳、あとは車の使用料等々で

今、御説明をさせていただきました。ただ現地行って視察だけではなくてですね、今後の展開という中で職員も２人行くんですが、現地からこちらに来ていただいてセミナー、あるいはそういった説明会ですか、そういったことも予定しております。ベトナムから今度こちらに来ていただく旅費、コーディネーターの旅費が１６万円、あとはセミナー等々も開催をさせていただきます。ＪＥＴＲＯですとか中小企業基盤機構等々とも連携を取りながらやっていくということでございまして、そういった開催費用も含めまして、すべてで１６１万9，０００円になっております。よろしくお願いします。

○副委員長　私も行ったことあるんですが、治安状況もいいとこへ行っていただければいいんですが、ぜひその辺気をつけていただきまして、いろいろ場所によっては治安状況よくないとこがありますので、お気をつけください。以上です。

○委員長　要望でいいですね。

○副委員長　要望です。

○議長　今のに関連してね、このベトナムへ行くのを募集すると思うんですよ、会議所とか、振興公社なりで。事業主体はどこになるわけですか。

○商工課長　この補正予算の段階ではですね、まだ職員、ＳＩＰの職員２名、それと現地。それから、なんでベトナムって、今現在、中国、タイに加えまして、ベトナムのほうにも目が向けられておりますけども、ＳＩＰの入居企業の中でですね、現地ベトナムのほうへ海外進出されております企業がございまして、そういったネットワークっていいますか、そういったものを活用してベトナムのほうへ行かせていただきたいというものでありまして、今回はまだ、何と言いますか、現地での調査ですとか、そういった展開に向けての職員を含めました現地での視察ということで、今回、載せさせていただいてございます。したがいまして、私ども３年間くらいですね、かけて成果を出したいなというふうに思っておりまして、とりあえず今年度は現地視察と、セミナーですとか、そういったことを開催させていただきまして、できれば来年度でありますが、そういった、手を挙げていただいてですね、企業連絡会みたいなものを立ち上げまして、そこでさらに展開をして平成２６年度には成果を出していきたいなというふうに現在考えております。今回は、企業さんは募集はしないと。その結果をまた報告なり、セミナーを開催してまいりたいということでございます。

○議長　わかりました。

○委員長　よろしいですか、ほかにありませんか。いいですかね。

ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長　ないので採決を行います。議案第２７号平成２４年度塩尻市一般会計補正予算（第４号）中、歳出6款農林水産業費、７款商工費、８款土木費については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長　異議なしと認め、議案第２７号平成２４年度塩尻市一般会計補正予算（第４号）中、歳出6款農林水産業費、７款商工費、８款土木費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

――――――――――――――――――――――――――――――

議会第１号　住宅リフォーム助成制度の拡充を求める意見書

○委員長　議会第１号住宅リフォーム助成制度の拡充を求める意見書についてを議題といたします。あらかじめ議案が配布されておりますので、意見書案の朗読は省略したいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長　また、説明につきましても、本会議場において説明をされておりますので省略をいたします。それでは、御質問、御意見がありますか。

○中村努委員　県産材の利用拡大に重点を置いた住宅リフォーム制度ということなんですが、この文書によると、後段部分ですね、県産材の利用拡大にとどまらずっていうことになってますが、この県の助成制度からこの県産材の利用拡大っていうところを外してしまうと、全くその制度の趣旨が変わってしまうと思うんですが、この辺、どのようにお考えですか。

○委員長　これは、だれが答弁すりゃいいかね。

○中村努委員　提案者でいいです。

○委員長　提案者。それじゃ、鈴木議員お願いいたします。

○意見書提出議員　この県の助成制度が県産材というところに特化していて、使い勝手が悪いということが１つあるのではないかっていうことで、各市町村やなんかが、やっぱり地元の業者の仕事をふやすっていう経済対策として行っている点に重ねていけるような柔軟性、あるいは使い勝手のよさっていうものを考えていただきたいなっていうことだと思いますけれども。

○委員長　よろしいですか、中村委員。

○中村努委員　そうすると、この制度は、全くこれとは別の制度をつくらないと、県の制度の意味がなくなってしまうと私は思います。それから、これ、市町村制度への上乗せの拡充ということなんですが、現状で、例えば本市では住宅リフォームをやってますけれども、その助成を受けた人は、この県産材のリフォーム助成は受けられないっていうのが現状でしょうか。

○意見書提出議員　ちょっとそこのところは確認しておりませんけれども、ただ、限られた市町村の財源の中で、ハードルがいろいろ高い県の制度になっていますので、そこら辺をすり合わせができるような部分を検討してもらうなどのことを求めていきたいっていうことで、今回、意見書を出させていただきたいと思ったところです。

○中村努委員　ちょっとこの辺、行政のほうでわかりますか。この市の制度と県の制度両方受けられるのか、片方受けていればだめなのかっていう点。

○建築住宅課長　私どものほうでは、あくまでも市内業者を使ってやるというのでございますので、県は県で、例えば、今までのところはないんですけど、これは別問題で、県は県でもらって、市のリフォームはリフォームでもらうと、これは可能でございます。

○中村努委員　要は、県の条件にも市の条件にも当てはまれば、ダブルでいただけるという意味。

○建築住宅課長　はい。

〔「違う」の声あり〕

○委員長　それぞれからもらえるってわけだな。

○建築住宅課長　県は県の補助対象の枠でやってもらって、市は市の補助対象の枠でやるということで。

〔「そうじゃない」の声あり〕

○**委員長**　だで、補助の対象とする部分が、県と市と制度的に違うってことでしょ。

○**建築住宅課長**　そうです、はい。

○**委員長**　副市長、補足できますか、明確に。

○**建設事業部長**　県のリフォーム補助の場合は県産材の活用でございまして、私どもの補助制度とは全く別ものでございます。これはダブるってことがないもんですから、ダブったとこはだめ、私どもとは別ものです。あくまでも県のリフォーム補助制度っていうものの目的は、県産材の利用目的でございます。県産材の活用です。それでうちのほうは、うちのリフォーム補助金っていうのは、そういう特定の目的を持たないでやる助成でございます。全然考え方が違います。

○**副市長**　例えば全体の事業ありますね。県産材で使った家ありますね。県産材で使った家が１，０００万円、例えばですよ、１，０００万円でできたとします、工事費が。１，０００万円でできたやつから、うちの補助対象になる、例えばトイレ直したと。トイレ直して幾らだっけ、３０万円以上だっけ。３０万円以上だと、トイレ直して３０万円以上かかると、それは市の対象になりますから１，０００万円から３０万円を引いた残りの９７０万円については県の補助対象になると、県産材を使ってますから。３０万円は市の補助対象ですから、というふうに区分けをすると、こういうことです。

○**中村努委員**　よくわかりました。

○**委員長**　さすが、よくわかるように説明して。ほかにありませんか。

それでは、ないようでございますので、議会第１号について、原案のとおり可決すべきものと決定し、意見書を県に提出することにしたいが、御異議ございませんか。

○**中村努委員**　いや、ちょっと待ってください。県に要望、趣旨はよくわかるんですけれども、うちの市でもね、来年どうするかっていう方向性が１２月あたりまでに御検討されるっていう、本会議での答弁が出てるんでね、うちの、塩尻市のリフォーム制度っていうものがきちんとあって、その上にさらに県の上乗せ補助を求めるっていうことになっていかないと。県に意見書を出して求めたわ、市ではやめたわっていうと、なんか私はおかしなことになりゃしないかなっていう気がするので、ちょっと私は１２月ころまで様子を見て継続のほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。

○**委員長**　継続という意見もありますが、ほかの委員さんどうでしょうか。

〔「採決を」の声あり〕

○**委員長**　それでは、継続という方に賛成の方は、挙手をお願いをいたします。

〔挙手多数〕

○**委員長**　はい、わかりました。それではですね、この住宅リフォーム助成制度の意見書につきましては、継続審査ということで、当市のまた１２月の議会、あるいは市の姿勢等を見ましてですね、またその時点で諮りたいと思います。

――――――――――――――――――――――――――――――

請願９月第３号　一般国道１５３号の指定区間編入を求める請願

○**委員長**　それでは、次に請願の審査に入ります。委員会へ付託された請願は１件であります。請願平成２４年９月第３号一般国道１５３号の指定区間編入を求める請願について審査をいたします。事前に文書表が配布され

ていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇委員長　この内容について、金子議員が見えておりますので簡単に説明を求めます。

〇請願紹介議員　それでは、請願９月第３号について、まず先にですね、本会議場で委員長から質問がございましたので、先にその旨、委員会のほうに答弁をさせていただきます。まず、指定区間の編入を求める道路の延長はという御質問でした。まずですね、この１５３号線全長２０２．５キロメートル、そのうち名古屋から飯田までについては、平成５年４月１日の政令１３６号にて、いわゆる道路法の指定区間、いわゆる国等が、都道府県ではなく国が維持管理を担うということで指定されております。それが１０９キロメートル。それ以降飯田から塩尻までの距離は約９３キロメートルということになっております。それから、ちなみに補足ですが、塩尻市内については、おおむね北小野から塩尻の高出の交差点までの約９．５キロメートル程度、これ約ですが、お願いいたします。

次、質問、本会議場で２点ございました。年間の維持管理料はということで、県内に入ってから、１５３号線の維持管理についてということに限って御答弁させていただきますが、松本、伊那、飯田の各建設事務所の管理状況ですが、道路補修、それから側溝修繕、除雪費用等々を含めまして、年間総額で８，２００万円ほどということであります。

あとですね、せっかくなのでもう少しお時間いただいて、この期成同盟会ですが、平成１３年ころから要望をしておりまして、沿線の市町村はすべて、１６市町村が入っているということでございます。ちなみに期成同盟会の設置については、昭和３５年からということでございます。あと１点だけ、指定区間というものについてはですね、これ指定されますと、先ほど言ったとおり、国等が修繕についてもすべて国土交通大臣、また災害復旧についても国土交通大臣ということでございますので、現状は都道府県又は国土交通大臣ということでそれについては政令で定めるということで、現状は塩尻から飯田までの区間については、県が修繕等については責任を持つということがいわゆる道路法で規定される内容でございます。以上です。

〇委員長　ありがとうございました。それでは、委員の皆様より質問、意見をお伺いをいたします。ありますか。

〇横沢英一委員　私は国道１５３号線もですね、今、県の管理区分からいきますと、伊那の建設事務所の隣接の松本建設事務所が北小野と辰野町小野との境でございます。今、バイパスやなんかのですね、いろいろの検討もしてる中ではですね、やはり事務所も２つに絡んでくると、非常に調整だとかいろいろなことも複雑になってまいりますので、これが一括国の管理になりますとですね、非常にスムーズになるというようなこと、それと、なぜ国道が飯田から足助町に向かって既に指定されているかということになりますと、国交省がやるとやはり仕事が早いということと、設計自体がですね、ダイナミックな設計がされてるような気がします。そんなようなことも含めますと、ぜひこういう形にしていただいたのがいいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。そういう目線で私は賛成をさせていただきます。

〇委員長　採択ということですね。

〇横沢英一委員　ええ、そうです。

〇委員長　ほかの委員、どうでしょうか。

〇中原輝明委員　異議なく採択だ。

〇委員長　いいですか。中村委員、いいです。

〇中村努委員　横沢委員にお聞きしたいですけど、これは意見書を出すのかな。これ、採択することでそうなる見込みって、どんな感じなんです。

〇横沢英一委員　金子議員、言っていいです。なかなか今ですね、国が行政改革をやっている中ではですね、厳しいようです、国交省の中でもですね。それだけれども逆に、ここは飯田国道事務所になるわけですが、そこがですね、事業量の確保も含めてですね、やっていかなきゃいけないというような部分もありますし、以前、事務所の統廃合については、この委員会としては存続させてもらいたいというような提案をしていただいたと思いますので、そういう趣旨から言ってもぜひお願いしたいと思いますが、いずれにしましても、国の中では、行革の中で厳しい評価もされてるようです。

〇請願紹介議員　補足させていただきますが、こちら県知事からも国土交通大臣あてに同様の要望、既に過日されております。といったことで、当市、沿線市町村だけではなく県として、これについて国土交通大臣向けに要望をして、既にしております。ただ一方ですね、御指摘の部分ございます。若干、個人的ないろいろな情報を精査したとこですが、大臣関係の関係者とお話しした中では、国土交通省が仮にこれを認める方向を出したとしても、先ほど行革等もありました、財務省のほうがそれに対して、厳しい財政状況ですので認めるかどうかについてはかなり難しいかもしれないし、政治的な判断があるかもしれないといったことの情報をいただいておりますので、少なくとも県として要望している事項ですので、その辺御理解いただき、御審議いただければと思います。以上です。

〇委員長　意見書の提出をするという考え方でよろしいですか。それではですね、事務局のほうで案がございますんで、皆さんのところへちょっと配付をしたいと思います。

　それではですね、意見書案について事務局から朗読をいたしますので、文章等、また指摘ありましたらお願いをいたします。

〇議会事務局庶務係主事　それでは、意見書案のほうを朗読させていただきます。一般国道１５３号の指定区間編入を求める意見書（案）。一般国道１５３号は、名古屋市を起点とし、塩尻市を終点とする道路で、本県の中南信地域を南北に貫き、さらには、一般国道１９号を経由して松本市、長野市へと連絡しており、中部地方の沿岸部と内陸の主要都市を広域的に結ぶ主要幹線道路である。また、東海地震など大規模災害時においては、全国的なネットワークを形成する中央自動車道、一般国道１９号と並行し、一体的かつ代替的に機能する緊急輸送路であり、国家的見地から安定的な人・物の輸送を確保する上で重要な路線となっている。さらには、一般国道１５３号は、生活や産業、経済、観光を支える地域にとっても大変重要な道路であり、昨年5月に飯田・下伊那地域に設置されることが決定したリニア中央新幹線の中間駅へのアクセス道路としても大きな役割を果たすこととなる。ついては、国におかれては、中南信地域の実情を御賢察いただき、本道路の計画的かつ着実な道路整備を推進するため、下記の事項について強く要望する。道路法に基づき一般国道１５３号を指定区間に編入すること。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。以上です。

〇委員長　この意見書の中で、長野県云々議長ですが、塩尻市議会というふうにここはね、直してほしいと思いますが。

〇中原輝明委員　この際だでね、これ皆さんの言うような、金子議員の言ってることもよくわかるが、今、国じ

ゃ、大臣が長野県から出てるわな。直結でやって話はできてるような気もするが、やっぱしそういうとこへは、議長は中央へ、国へ陳情に行ってるんだが、そんなような話も中央でしたことある、要望。話題に上がったことはあるかい。

○議長　これは、ありません。

○中原輝明委員　全然。

○議長　塩尻市として行ったのは、国道１９号の関連会で行ってますので、この件に関しては。これは、中心になってやっているのは、伊那地域なんですよ。

○中原輝明委員　ただそれでね、言いたいのは、伊那もそれもいいが、議長たちが中央へ行った場合はね、今は、チャンスだ。チャンスって言や言葉は悪いけども、今の現職がいるいとに、はっきりと、行って要請をしたほうがいい。陳情をしたり請願をしたほうがいい。そう思うが、どう。

○議長　そのとおりだと思います。

○中原輝明委員　だで、今ここをいよいよやることに決定して、次の段階はもう、単独でも何でも１回行って、お願いに行ってくるってことだと思うよ、おれは。どう、議長。

○委員長　いいですね、それは要望で。それではですね、請願につきまして、採択か不採択か、決をとりたいと思いますが。採択に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

○委員長　はい、ありがとうございました。それでは、当委員会の審査結果は、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長　異議なしと認め、請願平成２４年9月第３号については、全員一致をもちまして採択することと決しました。なお、意見書等の文案につきましては、委員長に御一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長　では、御異議なしと認めまして、そのように取り計らいたいと思います。

それでは、閉会中の継続審査。

―――――――――――――――――――――――――――――――

閉会中の継続審査の申し出

○経済事業部長　議会閉会中にですね、経済、建設、水道業務に関連いたしまして、継続して審議する必要が生じた場合につきましては継続審査をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長　ただいま、閉会中の継続審査につきましてお願いしたいということでありますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長　異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長　異議なしと認め、そのようにいたします。それでは、理事者からあいさつがあれば、お願いをいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――

理事者あいさつ

○副市長　２日間にわたりまして大変御熱心に御審査をいただきまして、ありがとうございました。提案をいたしましたすべての議案につきまして御承認をいただきました。あわせまして御礼を申し上げるところでございます。大変ありがとうございました。

○委員長　事務局のほうで何かありますか。よろしいですね。

それでは、以上をもちまして９月定例会経済建設委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午後４時０９分　閉会

平成２４年９月１４日（金）

委員会条例第２９条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長　　永井　泰仁　　印